

第六十五回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)

午前十時三十分分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事 宇田 國榮君

理事 箕輪 登君

理事 小平 忠君

國場 幸昌君

本名 武君

上原 康助君

安里積千代君

出席國務大臣

(國務大臣)

出席政府委員

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部調停官

沖繩・北方対策

庁長官

沖繩・北方対策

庁総務部長

沖繩・北方対策

庁調整部長

外務省アメリカ

局長

外務省条約局長

大蔵省理財局次

長

委員外の出席者

防衛庁長官官房

防衛審議官

沖繩・北方対策

庁調整部参事官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

平井 勉郎君

池田委員

通商産業省企業
局外資課長 藤原 一郎君

郵政省電波監理
局審議官 太原 幹夫君

国土地理院総務
部長 山北太十郎君

自治省行政局行
政課長 遠藤 文夫君

最高裁判所事務
総局総務局長 長井 澄君

沖繩及び北方問
題に関する特別
委員会調査室長 綿貫 敏行君

三月二十四日
沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関
する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣
提出第八五号)(参議院送付)
同日
沖繩渡航身分証明書の交付手数料還付等に関す
る諸般外五件(堀昌雄君紹介)(第二八七五号)は
本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関
する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣
提出第八五号)(参議院送付)
沖繩問題に関する件

○池田委員長 これより会議を開きます。
沖繩及び北方問題に関する件について調査を進
めます。
質疑の申し出があります。順次これを許しま
す。中谷鉄也君。
○中谷委員 郵政省にお尋ねをいたしたいと思
います。

かりに暫定的あるいは当分の間という条件がつ
いたとしても、沖繩に現在あるVOAを返還後存
置させるということになった場合には、それは電
波法の規定に反することになることは明らかで
ありますが、この点について、お尋ねするまでも
ないこととありますけれども、御見解を承りたい。

○太原説明員 お答えいたします。先生御承知の
ように、電波法におきましては第五条に「欠格事
由」というのがございまして、第一項第二号に
「外国政府」というものが欠格事由に該当するよ
うになっております。これは暫定的にあるいは期
間を定めましてこれを存置するといったしまして
も、現在の電波法におきましてはそのような措置
がいたしてございせんので、そういう暫定的に
現在の法律のままで認めるということではできな
い現状でございます。

○中谷委員 郵政省に次の質問ですが、電波法第
五条の法の趣旨はどういうところにあるわけ
でしょうか。

○太原説明員 お答えいたします。電波の特性が
らいたしまして、きわめて有限性でありますし、
希少性ということが電波の特性でございます。し
たがいまして、その限られた電波というものを
有効に利用するということからいたしまして、国
民の電波といわれておりますこの電波をどのよう
に使うかということからいたしまして、外国性
というものを強く排除する必要がある。このよう
な見解のもとに立法されたものと承知いたしてお
ります。

○中谷委員 そうすると、まさにそれは、第五条
は国民のための利益、そうして同時に利益を守る
というそういう立法趣旨というふうに理解をさし
ていただきますが、そもそも郵政省の専門的な立
場からごらんになって、非常に素朴な言い方をし
て恐縮ですが、VOAが、他に移転先をさがすと

いう前提があるのでしなくては、これを撤去
をするということに関しては、別に日数等は必要
としないのではないのでしょうか、この点につ
いてはどういうふうにお答えをいただけるのでし
ょうか。

○太原説明員 仮定の問題でございますので、ど
のような条件で撤去なりまた放送が行なわれるの
かという点が不明確でございますので、お答え
いたしかねますけれども、現在の沖繩においてVO
Aがやっております放送といえますのは、送信出
力は千キロでございます。千キロの放送局とい
うのは現在の日本にはございせん。日本にあり
ますのは秋田におきましてNHKの第二の五百キ
ロでございます。そういうことで千キロということ
にいたしますと、敷地の点において非常に広い敷
地を要するようになっております。また機械にお
きまして、仮定の問題でございますのでわかり
かねますけれども、現在の機械を持っていくとい
うことにいたしまして、あるいは新たにその機
械をつくるというにしても、これは短期間にその
機械を作製し、あるいは持つていくということ
は非常にむずかしいことではないかと思ひます。

○中谷委員 暫定的にしろ、あるいはそれがごく
限られた短い期間にしろ、電波法五条に反するよ
うな状態を認めるということは、電波法の体系を
乱す、同時に、そのことは国民、国民のための電
波というふうな観点から見ればはた好ましくな
いことだというふうにご承知をしておりますが、その
点について郵政省の御見解いかがでございしょうか。

○太原説明員 先ほど申し述べましたように、現
在の法律のままで暫定的に認めるということとは不
可能なことであると存じております。

○中谷委員 そうじゃないのです。現在の法律の
ままでだれが見ても認められないことは明らかで
あります。そうでございますね。しかし、現在の

法第五條の立法趣旨というものは、国民のための電波を守つていく、国民の利益を守る、しかも国益を守る、そういう立場で電波法の外国性を排除するといふ規定があるとするならば、そのような法律を暫定的に認めるというふうなことになるが、法の改正という問題がある。これは明らかに改正ではなしに改悪といふことになるのではないでしようか。要するに、法の五條をいじるなどということは電波法のたてまえから言へば、少なくとも電波法のたてまえから言へば、そういうことがあつてはならないといふふうに郵政省はお考えになりませんか、という趣旨の質問であります。

○太原説明員 現在の法律のたてまえといふことは、法律の解釈からいまして、いま御指摘の点のとおりであらうと思ひます。ただ、法律といふものでございまして、全く改正できないといふことではないと思ひますけれども、私どもが考へておりますのは、現在の五條の欠格事由、それを守つてまいりたいと思ひます。

○中谷委員 もう一度念のために、しつこいようですけれども……

改正できない法律なんといふのは、これはよくわかりません。しかし、法五條といふものは、まさに電波法のたてまえからいって合理性を持った条文である。そういうふうなものの改正などということは容易にすべきではないし、そのような改正といふことは電波法のあり方から見て好ましくない。改正できるできないといふその理屈の問題じゃなしに、改正することは、電波法のたてまえから見て合理的ではないし、好ましくない、こういうことはあたりまえのことだと思ひますけれども、何かそういうふうなことが巷間伝えられてゐるので、それはそういうことがあつたらたいへんだと思ひますので、あらかじめお尋ねをしておきたいです。

○太原説明員 ただいま御指摘のありましたように、改正できない法律といふものはないといふことは考へております。必要に応じて改正するといふことは当然あり得ることだと思ひますけれども、欠格事由につきましては、私どもは法の制定されました趣旨、精神といふものを考えなければならぬといふふうには十分存じております。

ただ外国性の問題につきましては、現在条約の關係ではウィーン条約といふのがございまして、外交使節団につきましての特例といふことが、恩恵、恩典といふ点があることは私も承知いたしております。そういう点は私も頭にございまして、現在の電波法の欠格事由といふのは、私どもがそれに該当するものにつきましてそのまま守つてまいりたいと思ひます。

○中谷委員 そこで、従来から指摘されてゐる点は、VOAに關しては電波法の問題として理解されてゐるようでありまして、放送法の關係で、私はそういうことを好ましくないと思ひますけれども、VOAをかりに暫定的に認めるというふうなことになる、放送法との關係で問題が生ずると思ひますが、この点について郵政省はどうお考えになりますか。

○太原説明員 お答えいたします。放送局につきましては、電波法と放送法の規定がございまして、したがひまして、電波法で認めた場合におきましては、放送法というものが當然適用になるということになります。ただ、電波法で適用除外ということになりますれば、放送法の適用は受けない、こういうことになるのでございします。

○中谷委員 しつこいようですが、私、もう一度郵政省に確認をしておきます。

郵政省としては、VOAの問題について、電波法の五條のみならず、法律といふのは必要があれば改正ができる、必要であるならば改正をしなければならぬ、こういうふうにおしやいましたね。ではVOAなどは明らかに電波法に違反をすることになりますね。そういうふうなものを改正をしなければならぬ必要性などというものは、郵政省の立場から考へる余地がありますか。郵政省の立場からは、そういうふうな電波法五條を改正しなければならぬ必要性といふのは、前提として合理性がなければならぬと思ひますが、そういう合理性があると思ひますか。これはもう全然そういうものはないと私は思ひます。電波法の立場からもういふふうな改正の必要などというものはあり得ないと私は思ひますけれども、これはひとつ郵政省の立場からお答えになつてくだされい。

○太原説明員 お答えいたします。ただいま御質問の点につきましては、郵政省といふことで御質問ございしましたが、政府全体としての立場、考へ方もあろうかと思ひます。VOAの問題につきましては、郵政省といひましたし、外務省と協議を重ねてゐる現状でございします。

○中谷委員 どうもきよりは郵政省にばかりお尋ねをして恐縮ですが、重ねてお尋ねをいたします。

そうすると、あなたのほうは電波法五條が改正される必要といふのは、どんな場合を予想しておられるわけですか。そういう必要性があるといふのはどういふふうにお考へておられますか。どんな場合に必要があるといふふうにお考へておられますか。そういう必要性がしかも合理的に将来説明ができますか。

○太原説明員 私先ほど申し述べましたように、ウィーン条約の關係につきましては、この十年來外務省と話し合ひを進めておりますけれども、機会があればウィーン条約の關係で法律改正を、五條の關係になるわけでございますけれども、検討をいたしたいといふことを言われ、かつ検討を続けてまいつております。

○中谷委員 もう一度お尋ねします。質問は非常に単純に質問をしてゐるわけですが。政府として電波法の観点から五條を改正しなければならぬ、よ、改正しなければならぬ、電波法の立場からです、その必要性といふのは合理的な理由を持つてゐるといふふうなことは考へられるのですかと聞いてゐるわけですが。

○太原説明員 電波法の改正の点を電波法それ自体の点で考へてゐるかという御指摘だと思ひますけれども、これは私先ほど申し述べますように、政府全体として考へるべき事柄でないだらうかと考へております。

○中谷委員 審議官にお尋ねいたしますが、一体郵政省としては、政府全体としてどんな点が問題になる、改正の必要事由といふようなものにはどんなことが必要事由の中に入つてくるのか、郵政省としてはそんなことを何か検討され、あるいはお考へになつておられることはあるのですか。

○太原説明員 私どもとしては、電波法の解釈、それから電波の効率的利用といふ点で意見を申し述べておりますけれども、またそういう見解で先ほど来御質問の点にありますVOAの問題につきましても申し述べておりますが、これをどういふふうにお考へておられるのか、どういふ理由でどうするかといふ点は、まだ明確にございしません。

○中谷委員 郵政省のほうで、その程度で要するに、政府といふようなことをお持ち出しになつたから、何か政府全体として郵政省もそういうことで御検討になつてゐるかと思つたけれども、そういうわけではないわけですね。あなたのは、だから電波法のたてまえの中で問題を把握していただければけっこうなんで、ということではございしませんか。

条約局長と施設庁の長官にお尋ねをいたしますが、その前に、最高裁に御出席をいただいておりますので、最高裁の総務局長さんに外人弁護士の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

たいへん恐縮ですけれども、外人弁護士關係の旧弁護士法から現在の弁護士法に至る取扱いの概要について、大体承知しておりますけれども、最高裁のほうから御見解を述べていただきたと思ひます。

○池田委員長 この際、おはかりいたします。最高裁判所長官の指定する代理人から出席説明の要求がありましたので、これを許可するに御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○池田委員長 御異議なしと認めます。長井最高裁判所総務局長。

○長井最高裁判所所長官代理者 お答え申し上げます。

わが国におきまして外国人弁護士制度は、御承知のように旧弁護士法に先例がございまして、戦後新しい弁護士法が昭和二十四年法律第二百五号でございまして、これが制定されました際に、新しい弁護士法の第七条で外国人弁護士制度が新たに認められた次第でございます。

弁護士法第七条の成立の経緯につきましては、終戦後の特殊事情と申しますか、連合国の日本占領とともにかなりの数の外国人法律家が日本に参りまして、占領の終了に至りますまでの相当期間、それぞれ滞りまして、占領軍の事務や占領政策の実施に關連する法律事務に従事いたしました。また国際軍事裁判にも弁護士として参加いたしました。このようになた人たちの強い要望が新弁護士法七条の設けられました有力な原因であると考えられております。

弁護士法七条につきましては、二種類の外国人弁護士を規定いたしております、一つは一項弁護士と呼ばれて、わが国の法曹有資格者でございまして、その弁護士と全く同様な弁護士業務を営み得る資格権限を認められております。また二項弁護士と申しまして七条二項に規定のございまして、外国人または外国法に關係のある事務のみを行なう得ることになっております。

以上二種類の弁護士が外国人につきましまして認められまして、最高裁判所の承認のもとにいずれもその資格を付与されるという形になっております。これが戦後の新しい弁護士法の内容でございまして、この承認を受けました外国人弁護士は合計七十七名にのぼっております。

なお、この新しい制度の先駆と申しますか、直接のつながりはないわけでございますけれども、旧弁護士法の關係につきまして申し上げますと、

旧弁護士法は昭和八年法律第五十三号で制定されました、その第六條に「外國ノ辯護士タル資格ヲ有スル外國人ハ相互ノ保證アルトキニ限り司法大臣ノ認可ヲ受テ外國人又ハ外國法ニ關シ第一條ニ規定スル事項ヲ行フコトヲ得但シ前條ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ」という規定が見えております。

戦前の弁護士法による外国人弁護士と戦後の新しい弁護士法による外国人弁護士の大きな差異は、戦前は外国人という国籍を必要としたこと、及び相互主義をとりまして、相手国で同様の資格を認めない場合にはこちらも認めないという關係にございましてけれども、戦後の弁護士法におきましては、占領後の特殊事情という關係もございまして、相互主義がとられなかったということと、国籍が要件とされていないという点が大きな違いであらうかと存するわけでございます。

なお、最高裁判所の承認の關係につきまして申し上げますと、一項、二項、二種類あることは先ほど御説明申し上げましたが、選考の申し出をした者は九十二名、承認を与えられました者は七十七名でございまして、今日の司法試験の合格率等から申しますれば、かなり寛大な選考と言えさるるかもしれませんが、占領後の特殊な状況を考えますれば、かなりの選考を加えたというふうな考えられるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○中谷委員 詳細に御答弁をいただきましたが、外国人弁護士の承認については、最初の承認が昭和二十五年二月二十五日、最後の承認が昭和三十年六月十五日であるというふうに伺っておりますが、三十年六月十五日以降承認をしていないという理由はどういうところにあるのか、御答弁をいただきます。

○長井最高裁判所所長官代理者 御承知のように、ただいま御説明申し上げました新弁護士法七条の外国人弁護士の制度は、昭和三十年八月十日施行の法律によりまして廃止されたわけでございまして、ただいまお尋ねの六月以降、希望者がござい

ませんでしたので、選考も自然行なわれなかったという結果になっております。

○中谷委員 外務省にお尋ねをいたしたいと思いますが、外国人あるいは外国企業の權益保護に關して、外国人弁護士の問題が沖繩返還後の一つの問題になっておりますけれども、この問題については、いま最高裁のほうから経緯について詳細にお話がありました。そういうことを踏まえた上で、外務省としてはどのようにお考えになっておられますか、御答弁をいただきたいと思ひます。そもそも沖繩の外国人弁護士についての学歴、経歴、氏名等は外務省明らかでございまして。

○古野政府委員 お答えいたします。目下沖繩におる外国人弁護士を含めまして、あらゆる外国人關係のものを、職業その他について慎重に把握中とでございます。

○中谷委員 アメリカ局長にお尋ねいたしますが、外国人弁護士の氏名、学歴、経歴等はもう実態を把握しておられますか。

○古野政府委員 まだ実態を把握しておりません。したがって目下調査中でございます。

○中谷委員 実態把握してないことはないでしょう。きょうは午前中に日弁連とおたぐのほうと合合をお持ちになつていらっしゃるでしょう。そうじゃないですか。実態把握してないどころか、その点については話し合ひをきょうはお持ちになつていないのじゃないですか。

○古野政府委員 中谷先生の御質問のような詳細にわたる実態は把握しておりません。

○中谷委員 何名いるのですか。

○古野政府委員 私の記憶では三十六名と記憶しております。

○中谷委員 国籍別は。

○古野政府委員 米国人が三十二名でございまして、あとはフィリピン人が二名、西ドイツ人が一名、日本国籍、これはおそらく二世だろと思ひますが、これが一名でございまして。

○中谷委員 そこで、この外国企業の取り扱いに

ついでには慎重に検討しておられる、それでけつこうなんです。そのことについての御答弁はけつこうなんです。外国人弁護士の取り扱いについて慎重に検討されている検討点はどのような点があるのでしょうか。

○古野政府委員 御存じのとおり、沖繩に在留する外国人の弁護士をはじめとして医者、獣医その他の職業に従事している者、これらを沖繩返還後いかに扱うべきかということは、日米双方において非常に深い関心事でございまして、したがって、その観点から双方においていろいろ調査をし、また折衝し、あるいは情報交換をやっております。そういう意味でございまして。

○中谷委員 そうではないのです。私が聞いてゐるのは、医者とか獣医というふうなことを聞いてゐるのではないのです。外国人弁護士といわれてゐるのではありません。外国人弁護士の資格を持つてゐる人々の問題についても、当委員会ではいふん苦勞いたしました。だから、特に弁護士というものの持つてゐる特殊な職業上の性格から見まして、どういふ点が検討事項として考慮され、配慮されねばならないか。慎重に検討しておると言われますが、弁護士は特殊な職業と申し上げていいと思ひます。そういうものから見まして、どういふふうな点を検討点として考えておられますかという質問です。

○古野政府委員 弁護士につきましては、先ほど最高裁のほうからも答弁がございましたように、いろいろの資格要件を伴うものでございまして、したがって、そういうふうなことも含めまして、關係省と協議いたしまして、いろいろ調査を進めております。

○中谷委員 いや、そうじゃないのです。調査を進めておられるのはけつこうなんですけれども、弁護士が弁護士法による資格を必要とするというところも、それはあたりまえのことでございます。そうして先ほど最高裁が詳細に答弁をされましたけれども、承認については二項承認というのもあるということだったわけですね。結局、外国人弁護

士というものについて、その資格を認めるのか認めないのかという点については、どんな点が問題点として浮かび上がってまいりますかということをお聞きしているわけなんです。

○井川政府委員 アメリカ局長の答弁されたとおりでございますけれども、一言つけ加えさせていただきますと、結局、先ほどアメリカ局長の申しましたとおり、三十六人の登録弁護士がおるわけでありまして、実務に従事しておりますのはもっと非常に少数だと聞いております。そのようなことから、もし認めるとするならば、したがって、われわれが論議の対象とすべきような点を申し上げますと、結局どの範囲まで認めるのか、あるいは地域的な制限の問題もあるかもしれませんし、あるいは期間の問題があるかもしれませんし、さらにまた特別の新立法を必要とするかどうかというような問題もあるかと思っております。そのような点を全部関係当局と慎重に現在打ち合わせ中でございます。

○中谷委員 時間が来たようですから、条約局長にお尋ねしておきますけれども、一番すっきりするのは、これら外国人弁護士に日本の司法試験を受けさせれば一番いいわけでしょう。だからその前提をはずしてしまつて、とにかく地域的にいうのは沖縄に限つてという意味だろうと思ひます。あるいは暫定的にといへばせいぜい一年か二年ということになるのじゃないかと思ひます。あるいはまた、何か簡単なほとんどの人が通るような試験というふうなものをしようというふうなこと以前に、そういうことじゃないに、あらためてとにかく相当な試験、基本的にいへば司法試験を受けさせれば一番いいわけですか。そういうことができないとすれば、とにかくかなり高度の試験を課するというようなことも検討しておられるわけですね。しかもそれは、単に外国法の試験ではないに、日本法の試験というふうなものを検討の対象としてお考えになっておられることだろうと思ひます。そうでなければ私は非常におかしいと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○井川政府委員 関係各省庁との話し合いがそこまで進んでおりませんが、私が申し上げました暫定性とかあるいは地域性というものは、必ず暫定的にするとか地域性にするとかいうことではございませんで、そのような問題点があり得るだろうということを申し上げたのでございませう。それらの点について、これから慎重に検討して、関係各省と打ち合わせていかなければならないということをお申し上げたわけでございます。

それから、最後の点の試験を受けさせるということは、これも検討の対象とはなると思ひますけれども、一般的な普通の試験ではとてもいけないということは、中谷先生よくおわかりだと思ひます。

いずれにいたしましても、佐藤・ニクソン会談が出ましたときに外務大臣が説明いたしましたように、正当に企業その他に従事していた者については公正な取り扱いをいたしたいというのが日本側としての方針でございます。それらの条件をどのようにして満たすことができるかということを慎重に検討いたしている段階でございます。

○中谷委員 時間が来たようですから、もう一度お尋ねをしておきますけれども、公正な取り扱いをするということは、結局、日本法についての相当の知識も有するということではないかと思ひます。対象にはならないだろうし、あるいはまた公正な取り扱いということが、かりに外国人弁護士の資格が認められたとしても、それは地域的な限定あるいはまた期間的な限定ということも、決してそれは公正な取り扱いにならないのだということにはならない。逆に言うと、地域的に限定しても、それは公正な取り扱いであらうし、あるいはまた期間的に限定しても公正な取り扱いということになるというところで理解をしようと思ひます。何も外国人弁護士が東京の裁判所のほうに行つて裁判の弁護人あるいは代理人としての弁護士業務を行なえるというようにしてあげることが公正な取り扱いだなどということは、私は夢にも考えておりません。そういうふうに理解しようと思ひます。

いすね。

○井川政府委員 ただいま先生が申されましたもの問題点のうちの一つをどうすれば公正でなくなるとか、一つを入れれば公正になるとか、そのような問題ではないと思ひます。やはりこれは全体として、私先ほど申し上げましたように、現在と申しますのは、ちょうど佐藤・ニクソン声明が出た時期でございますけれども、正当に従事していた者については公正な取り扱いをするというのが私どもの考えでございます。したがって、沖繩の外国人弁護士の方をどのようにな——全体として考えるならば、そのうちの一つの条件がどうだということになしに、全体として公正な条件でやつて、そのうち一つが入れば公正でなくなるとか一つだけ入れれば公正であるというふうなことはではないのではなからうかと思つております。

○中谷委員 条約局長、先ほどお話があったように、実務をやつてゐるのはたしか五人だけですね。うち一名が二世というふうな状態だと思ひます。そういうふうなことなんですから、いずれにいたしましても外国人弁護士の問題については非常に重大でありますから、これについては、いろいろな外国人弁護士の諸君が、外国人弁護士としての承認、資格を与えてもらいたいということとでかなり強い希望を持っておるようでありまして、これについて日本弁護士連合会がどのような見解を述べるか、あるいはまた法務省あるいはまた最高裁判所がこの問題についてどのように考えられるかという問題がありますけれども、少なくとも私は、外国人弁護士というものが軽々に認められるということについては、弁護士制度のあり方の問題からいって非常に問題があるということだけは指摘をさせていただきたいと思ひます。

最後に、午後の質問に関連をいたしますので、お尋ねをしておきたいと思ひます。いわゆる土地家屋調査士または測量士の測量に關して、日米間の合意というものはどういうことになつてゐるのでしょうか。この点について条約局長から御答弁をいただきたいと思ひます。

局長から御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、施設庁長官にお尋ねしたいと思ひますけれども、重ねて予算委員会以来の質問です。測量士の測量、あるいは土地家屋調査士の測量、あるいはそれに準ずる図面というものが土地取引の場合には必要であることは法の明定してゐるところだと思ひますけれども、間違ひございせんでしょうか。

○井川政府委員 測量士につきましては、申しわけございませんけれども、私全然存じておりません。おそらく外国人関係がないんじゃないかと思ひますので……。

○中谷委員 そうじゃないのです。基地の中に自分の土地を持つてゐる、それをとにかく登記の訂正だとか削除だとか、分筆だとか売買だとかいふようなことをすれば、当然それは測量しなければ法務局は受け付けません。そういうような測量についての結局測量立ち入りの問題でございます。前回は裁判所の立ち入りについての日米の合意の問題についてお尋ねをして御答弁をいただきましたが、そういう測量についての合意はどういうふうになつてゐますか。この点をお聞きしてゐるわけです。

なお、それではどういうふうに答えてください。一つの仮定の質問をさせていただきまから、それを午後御答弁ください。

沖繩返還後の問題で一番大きな問題は、私は土地問題だと思ひ、基地の軍用地の問題だということとを何べんも何べんも指摘しております。もしそういう測量士や土地家屋調査士が基地内においてその測量をするというところについての日米間の合意がない場合は、そういう合意は当然お取りつけになりますね、こういう趣旨の質問です。

○井川政府委員 申しわけありませんけれども、私この点に關する基礎的知識をまず欠いておりますので、仮定の御質問にも何とお答えしていいか見当がつかない状態でありまして、午後までに一生懸命勉強いたします。

ただ、一言申し上げたいのは、これは条約局の問題でないような気がいたすのでございすけれども、いずれにいたしましても関係各官庁と十分連絡いたしまして、お答えができる状態にいたしたいと思ひます。

○中谷委員 午後まで勉強していただくほどのこともないと思ひます。条約局の地位協定の問題だと思ひます。要するに基地内での測量の問題だと思ひます。そういうことで、では午後あらためて質問させていただきます。

施設庁長官のほうから、条約局長の答弁と関連がありますので、恐縮ですが一言だけお答えになつて下さい。測量された図面が要るのでしょね、という趣旨の質問です。

○島田(豊)政府委員 現在ございす地位協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の施行令によりまして、使用または取用の認定申請書を提出いたします場合に、その添付書類として「一 使用し、又は取用しようとする土地等の調査及び図面」といふものが要件としてございす。一応この施行令ではそういうふうな「調査及び図面」ということでちよつと書いてあるだけでございまして、その測量士のあるいは土地家屋調査士の資格等の問題につきましては、実はこの政令で規定してございせんので、私もとしましてはまだその点については未検討でございす。

○中谷委員 どうもきよりは施設庁長官、私の質問を理解してないようですね。土地家屋調査士とか測量士といふことを言っているのじゃないのです。私が聞いているのは、施設庁が、あなたのように、取用するほうが測量されるのですから、公的測量とかいふのでしょ。たしかそういう測量をされた図面が必要ですね。とにかく何か基点をとつて、どういふふうな測量をするのか、方法はたくさんあるようですね。いずれにしても、土地を取用する限りは、その図面というものは正確なもの、要するに測量されたものでなければならぬ。測量されたものといふことは、結局現地へ臨まなければ虚偽の図面になりますね。現地へ臨まないで測量なんといふことはできないはずで

から。そういう図面が必要ですね。だから何も土地家屋調査士の作製した図面だとか、測量士とか測量士補が作製した図面を言っているのじゃない。施行令で言っている図面というのは測量された図面でなければいけません。あたりのことですが、これが一体どういふふうな日米間の合意が取りつけられるのか、将来どういふことになつていくのかといふことと関係いたしますから、そのことだけをお聞きして、時間が来ましたから、その点そらだといふことを簡単に答えていただければけっこうです。

○島田(豊)政府委員 土地の実態を十分に表現をしたといふ表示をしたという図面が必要である、そういうふうな考えますので、かりに取用したといふことで、その際に具体的にその土地の状況について正確に現状を把握した上で処置していきたいといふふうに考えますが、明らかに現実の土地といふものを正確に表現した図面が必要であらうといふふうに考えております。

○中谷委員 では最後に一点だけ対策庁長官にお尋ねをいたします。かりに暫定措置によつて土地を引き続き使用する場合に、その使用する土地についても図面が必要でございすね。――質問を続けます。要するに、特別措置法によつて土地を取用するといふ前提には、とにかく引き続き使用するといふ暫定措置があるといふことはもうほゞ予想できます。そういうふうな私たちが理解しているわけですね。そのことが適当かどうか、そのことが好ましいかどうかは別として、ある。引き続き使用する土地といふものについては、測量された図面をもつて、引き続き使用する旨を使用される人間、地主に対して通知する必要があると思ひます。

○岡部(秀)政府委員 原則としてはさうだと思ひます。また普通の場合はさうだと思ひます。ただ沖縄の場合は、公簿等がなかったりして、いろいろの問題があると思ひますので、いまのような、原則的なそういうものにかかわるべきもの、

そういうふうなものをなすたけがさすといふことでやつていくといふことじゃないかと思ひます。○中谷委員 午後になお質問をさせていただきますけれども、人の土地を引き続き使用する場合に、面積、範囲、位置等を確定せずに引き続き使用するなんといふことは、それこそ憲法上の問題だつて起つてくるのではないでせうか。そういうふうな点で、一体、かりに暫定的に引き続き使用する場合に、そういう場合の図面といふのはどのような図面を必要とするのか、午後までにひとつ、私のほうもあらためて午後國務大臣に質問をさせていただきますと思ひますから、御検討いただきたいと思います。

○池田委員 桑名義治君。○桑名委員 私はVOAの問題につきまして重ねてお尋ねをしておきたいと思ひます。

【委員長退席、床次委員長代理着席】最初に郵政省関係であります。先ほどの御答弁によりまして、電波法の第五条の欠格事項に該当すると思ひます。郵政省としてはこれは好ましくない、しかしながらウィーン条約の関係もございまして、政府筋、各省との連携を保ちながらいろいろと考へていきたい、こういうふうなお話でございまして、これを再度確認をして次の質問を進めていききたいと思ひますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○太田委員 先ほど申し述べた通り、電波法第五条には欠格事由がございまして、第一項第二号に「外国政府」といふのが欠格事由に該当するようになつております。したがうして、VOAの問題につきましても、現在の法律では欠格事由に該当するといふことで、私どものほうは、現在の法律を守つております。郵政省といひましては、欠格事由に該当するといふことを意思表示いたしておきます。

それから、私先ほど申しましたウィーン条約の関係と申しますのは、外国使節団の問題でございまして、先ほど中谷委員からの御質問で私が答へいたしましたのは、欠格事由の五条を改正する

といふことがどんな場合にあり得るのか、そういうことはどういふときを考へておるのかといふ御質問がございまして、ウィーン条約の関係で外務省からこの十年來、機会があったら電波法の五条の点を改正してもらいたいという要望がございまして、機会がございましたらその点を改正するかどうか検討いたしたい、こういうふうな申し述べたのでございまして、今回のVOAの問題がウィーン条約の関係であるかどうか、こういうことではございせんので、その点訂正させていただきます。

○桑名委員 そこでお尋ねしたいことは、いわゆるVOAの問題につきまして、三月二十二日の報道によりまして、各社それぞれのとり方がまちまちでございまして、ある社は、VOAの存続は一時的に認める。暫定的に認める、こういう意味の報道がなされております。あるいはある新聞によりまして、VOAについては存続は認めない、こういうふうな報道がなされておるわけでございまして、双方ともに、いわゆる政府筋の情報によれば、といふふうな前提のもとに書かれておるわけでございますが、この点についてもう一度、ちよつとしつこいようでありまして、郵政省としてののそれについての見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○太田委員 先ほど申し述べた通り、VOAの問題をどのようにするか、いま御指摘がありましたように、暫定的に認めるのか、あるいはどこかに持つていくのかといふふうなことが新聞に載つておりましたことは承知しておりますけれども、私どもの段階においては、そういうことにしたとかあるいはするといった場合にどうしたらいいかとふうなことはまだ聞いておりませんし、関係の外務省、總理府とどのようにするかを検討中でございます。

○桑名委員 ではVOAの問題について外務省の見解をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○古野政府委員 お答えいたします。先ほど郵政省の太田委員から説明があったとおりでござい

ますが、この問題を含めまして沖縄返還に伴う種々の問題は、目下われわれとしては実態把握につとめております。

○桑名委員 ある新聞によりますと、この沖縄特別委員会において愛知外務大臣は一部用途の変更があるならば認めてもよろしいという意味の答弁をなさったわけでありますが、いまのあなたの答弁とずいぶん違いますね。

○吉野政府委員 その点に関する愛知大臣の答弁の内容を私は不幸にして承知しておりませんが、いずれにせよ、われわれの承知している範囲では、まだ実態把握、それから先方との接触ということに尽きております。

○桑名委員 局長、いまの話は納得できませんよ。大臣の言ったことを局長が知らないなんて、そんなことがありますか。しかも、この問題はただ単なる日本だけの問題じゃございませんよ。これは重大な意味を含んでいるんですよ。しかも、この問題につきましては、米国防務では強力な存置の要請がなされている、こういうふうにも言われておりますし、それを受けて外務省筋としては、この問題が返還の問題に悪影響を及ぼしてはならないというふうな配慮までしているというふうなことが書いてあるわけですよ。また、客観的にながめてみましても、そういうふうな理解をされるわけですが、大臣の発言をあなたが知らないで、そうしてここで答弁に立つなんて不謹慎じゃないですか。

○吉野政府委員 私の申し上げたことは、大臣の発言の内容につきまして、どのようなコンテクストから、どのような関連において詳細どのように申し上げたか、ただいま承知しておらないということをお願いいたします。なお、先生御指摘のとおり、本件は、日米双方にとって非常に関心の深い問題であり、かつ重大な問題であることはわれわれも十分承知しております。その意味で実態把握及び関係省との協議も行なっております。

○桑名委員 そこで、私のお尋ねしたいことは、

郵政省としては、電波法第五条に該当するので、これは欠格事項として、法的には認めるわけにはいかない、そういう見解が明らかになっておるわけですよ。だから、外務省としてはどういう方向で考えているか、ではその方向を開きましよう。

○吉野政府委員 この問題につきましては、非常に重大な影響があるところが大いにとわれわれは承知しておりますので、先ほど申し上げましたように、目下実態を把握するのにつとめておりますとともに、わがほうの法律的な困難さについては、すでに郵政省から説明のあったとおり、十分承知してこの問題に対処しております。

○桑名委員 郵政省のお考えでは、わが国の法体系の中で見ると、これはもう非常に許せないことである、こういうふうな見解を示しているわけですが、それに対して外務省筋としては、いままあなたの御答弁によりまして、非常に重要な問題であるので鋭意検討中だ、こういうふうにも言われております。郵政省は、これはもう法的な面からいって完全にだめだという中で、外務省だけは、いやそうじゃないんだ、いまから、しかしこれは重要な問題だから、考えるということになれば、イエスかノーかというふうな答えは出てないわけですよ。イエスかノーかの答えが、片方ではノーと言いつつ、あなたのほうはイエスかノーか言えないということになる、外務省ではこれを認めることもあり得るということになりますか。

○吉野政府委員 この点につきましては、政府部内において何ら意見の相違はございません。われわれも郵政省の意見は十分承知しております。政府全体としていかなる法定をこの点について最終的にするかということは、まだ先方と折衝中でございます。ここで申し上げる段階に至っておりません。

○桑名委員 では、方向を変えますが、アメリカのVOAの放送についての認識ですが、これはアメリカとしては四方国語で放送しているけれども、これは友好関係を結ぶための放送である、こ

ういうふうに言っているわけですよ。中国筋あるいは北朝鮮筋では、これは謀略放送である、こういうふうな認識をしているわけでございますが、では、外務省としてはどういうふうな認識をしているわけですか。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたように、VOAの活動自身につきましても、われわれはさきに実態把握につとめたいと思っておりますが、とりあえずわれわれの調査したところでは、VOAの放送は、御存じのとおりアメリカ本国からの中継放送でございます。その内容は主として音楽、ニュース、それからニュース解説のようなものからなっております。

○桑名委員 沖縄現地におきましては、第七心理作戦部隊と結合した機能を営んでおる、こういうふうに見ておるわけですが、この部隊はいわゆる全アジア地域での軍事宣伝活動を担当しておる。こういう立場から見ると、ただ単に音楽を流しておるから友好関係を結ぶための宣伝活動である、こういうふうな認識はあまりにも甘いのではないかと、こういうふうな客観情勢があるわけですが、あなたはやはりそういうふうな立場を固持しますか。

○吉野政府委員 先ほどたびたび申しましたように、まだ実態把握の段階にございまして、最終的なことは申し上げられませんが、少なくともわれわれの調査した範囲では、第七心理作戦部隊との関係はございません。

○桑名委員 沖縄の現地ではそういうふうにも言ってもおりますし、それから日本を取り巻くアジアの諸国におきましても、やはり同じような認識をしておるわけですよ。そういう客観情勢の中で、あなたのいまの御答弁の中では、あくまでも実態をまだ完全に把握していないので、そういう結論が出せない、こういうふうな言われておりますけれども、VOAというのはきのうきょうできた放送じゃないわけですから、そうしてこの場においてまだ実態が把握できておりませんの、というふうな御答弁は、どうも納得いかないのです

が、その点どうですか。

○吉野政府委員 たびたび繰り返すように恐縮でございますが、実情は、先ほど申し上げましたとおり、いまだ実態把握の段階にございまして。

なお、沖縄に住んでおられる方々のVOAの活動に対する気持ちとか感情とか、あるいは第三国がこの問題をどういうふうに見ておるかということもあわせて調査中でございます。

○桑名委員 大体いつをめどにしてこの問題が明確になるのですか。

○吉野政府委員 この問題のみならず、その他の問題もたくさんございまして、これらはいずれも協定調印までにはすつかり調べて、確信のある態度で政府はこの問題に臨みたいと思っております。

○桑名委員 私はほかの問題を聞いておるわけではなく。VOAの問題を聞いておるわけですよ。ほかの問題は、いまの時点においては、私のいまの質問の範囲内においては必要ないのです。からませないで、VOAはいつの時点において明確にするか、そのめどがはっきりしておれば明確にしてもいいと思う。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたように、まだこの問題につきましても実態調査中でございます。めどはなかなかつきかねます。しかしながら、何とか調印の前までにはこの問題について政府としては確たる確信を持ちたいと考えております。

○桑名委員 私は、今回のVOAの放送が、米側の要求をそのまゝいれるとするならば、いわゆる本土並み返還というこの大原則の一角がくずれていくのではないかと、こういうふうに思うのです。が、かりにの話ですが、VOAを認めるという立場に立つならば、いわゆる本土並み返還の一角がくずれた、こういうふうな認識をしてよろしゅうございませうか。

○吉野政府委員 この本土並み返還というものの内容自体については、政府全体として慎重に考慮していきたいと思っておりますが、とにかく日米

間で沖縄返還について核抜き本土並みということ
で合意に達した以上、この線はわれわれとしては
あくまでも維持していきたいと考えております。

○桑名委員 これから先どんな議論をいたしま
しても、答弁は同じ答弁しか返ってこないと思
います。しかしながら、国内法との関係あるいは中
国あるいは北朝鮮、こういった関係の考慮をたとき
に、どうしてもこのVOAは拒否の態度を続けて
いくことが至当であらう、こういうふうには私
たちは認識をするわけでございますので、その点十二
分に留意をさせていただきたいことをここで発言を
して、この問題を一応終止符を打っておきたい、
このように思います。

次にお尋ねしたいことは、沖縄の調整費はどの
ようなときに使われるように予算として計上され
ておるのですか。

○岡部(秀)政府委員 計上いたしてあります調整
費は、年内に不測の出費を要するときに支出をす
るという観点に立つて計上してあります。たとえ
ば台風が起きた、その他突発的なことで措置をし
なくてはならない経費に充てる予定にいたしてお
ります。現在まで支出いたしました例は、軍務務
者の解雇問題につきまして、これが予期しない措
置と経費を要しますので、出した前例を持つてお
ります。

○桑名委員 いずれにしましても、沖縄の県民の
ためにこの調整費というものは組まれているもの
だ、こういうふうに思うわけでございますが、来
年度はどの程度の予算を組まれておりますか。

○岡部(秀)政府委員 十億計上いたしてございま
す。

○桑名委員 確かに十億組まれておるようござ
います。そこで、沖縄の毒ガス移送道路に關する
問題でございますが、この次の第二次における毒
ガスの移送道路に關する問題について、立法院の
案が決定した模様でございますが、この道路建設
に要する費用はどの程度と積算されているのか明
らかにしていただきたいと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 正式ではございませんけれ
ども、聞いておりますところによると、二十万ド
ルくらいかかるというふうに聞いております。

○桑名委員 その道路建設費につきましては、米
側が出すのが至当かあるいは日本側が出すのが至
当か、どのようにお考えでございますか。

○岡部(秀)政府委員 これは米側及び琉球両方
ひとつにつきりお話しをさせていただきまして、日
本側としては、できるだけくんば軍のほうで出して
いただきたいという希望を持っております。

○桑名委員 毒ガスの移送道路の建設費用につ
いて、過日山中総務長官は、半額を本土政府が負担
する、こういうふうに表示されているやに聞いて
おりますけれども、この点について何っておき
たいと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 両方で協議をいたしまし
て、願わくは米軍のほうで出してもらう、あるいは
琉球のほうで出すということになるかも知れま
せんが、そういうときに、いままで山中総務長官
の御意図は、どうしても琉球が財政措置ができな
いという場合には何らかの援助をしてやりたいと
いう御意図と拝聴いたしております。

○桑名委員 私はこの問題についてはやはり明確
にしておく必要があると思ひます。これは別に沖
縄の県民が好んでこの毒ガスを運んできたわけ
ではない。アメリカの一方的な処置によつてこの毒
ガスが運び込まれた。そしてこの毒ガスによつて
どれほど住民が苦しめられたか。そういう立場
を考へてみると、当然この撤去については米側が
全面的にこの支出をすべきである。こういうふう
に私は考へるわけでございましてけれども、日本政
府としてもその原則はあくまでも貫く意思でござ
いますか、どうですか。

○岡部(秀)政府委員 そういう態度で琉球が向こ
うと折衝していただきたと思ひますし、また、
あるいは本土の私たちのほうも、そういう点で理
のあるところは外交折衝を通じて押していくとい
うことがいいのじゃないかと思ひております。

○桑名委員 山中総務長官の半額本土政府が負担
するやにも聞いたその発表と、また一部の報ずる
ところによりますと、この道路建設費については
沖縄の調整費の中から出すのだというようなこと
もいわれているわけでございしますが、その間のい
わゆる不透明点を明確にしておいていただきた
と思ひます。

○岡部(秀)政府委員 もしそういう場合に調整費
で出すのか予備費で出すのか、そういうことに
きましてはまだ決定をいたしておりませんので、
もしそういうことになった場合、事務当局といた
しましては、それをどこから出すのがよろしいか
という研究は、その時点でいたしてまいりたいと
思ひます。現在ではそれを決定いたしたか
況でございます。

○桑名委員 先ほどの御答弁によりますと、道路
の建設費は二十万ドルほどかかるというお話で
ございます。調整費は一億十億組まれているわけ
です。それで、もしその中からこの費用をかりに日
本側が出すようなことになれば、これはゆゆしき
問題になると思ひます。

そこで、私がもう一点お尋ねしておきたいとい
うことは、過日のいわゆる毒ガスの移送のとき
に、その地域の住民は全部避難をしたわけでは
退避をしたためにばく大な費用がかかっているわ
けです。あるいはまたこのことによつて商店の
人々はばく大な損害を蒙らされている、こういう
問題が起つておるわけでございします。この補償
について、現在米側との交渉の段階がどうい
うに進んでいるか、これを明確にしたいとい
ふ思ひです。何となれば、この問題とこの次の
いわゆる道路の費用の負担の問題と、これは大き
な関連が生まれてくると思ひます。そういうた
意味でまず最初にお尋ねをしておきたいと思ひ
ます。

○岡部(秀)政府委員 その問題については、一つ
は安全基準の問題、避難を真にしくちやならぬ
のか、しなくてもいいのか、そこでひとつ議論が
分かれてくるように思ひます。この問題が非常に
技術的に、専門的にいっても、なかなかこうだ
という安全基準の根底的なものが出ておらないとい

う点が一つございします。状況でございます。
それからもう一つ、私たちが知り得ている情報
によりますと、米軍のほうで財政事情もたいへん
困難になっておるといふことなかなか出しし
ぶつておる、出ない、出しにくい、何かそこら
辺の状況であるように聞いております。

○桑名委員 政府としてはどのようなお考えで
すか。

○岡部(秀)政府委員 その点を琉球のほうでも盛
んに折衝をいたしておりますような状況でござ
いますので、その点の推移をただいま見ておりま
す。願わくはアメリカのほうで負担をしてもら
たならばいいなという感じを持っております。

○桑名委員 そこで、いわゆる第一次の移送の際
にも住民の負担が非常に過重になっております
し、いまだに解決がとれていないわけですが、と
りわけ二次になりますと、約二カ月間にわたつて
ピストン輸送をする、こういうふうなことが伝
えられておるわけですね。そうしますと、一次と比較
をした場合には相当な負担がかかってくるわけ
でございますが、あなたの先ほどの答弁は、琉球
政府と米側というこの関係を説明をなさっている
わけですが、日本政府としてはどのような手を
打ったかというこの点をまずお尋ねをしておき
たいと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 これは、問題がやはり第一
次的には琉球政府と米軍との関係でございま
し、その点の結論がまだ出ておりませんので、私
たちは好転することを望みながら状況を見てお
り、状況によりましてさらにわれわれのほうで何
らかの措置をすべきという問題につきましては、
そのときにおいて措置をしていくという態度で
おります。

○桑名委員 そうしますと、この沖縄の毒ガス移
送の問題につきましては、日本政府あるいは琉球
政府としては、極力道路の問題の負担、これは全
額米軍に持つてもらいたい、あるいはまた全回の
第一次の移送の際の住民の避難におけるいわゆる
負担についても、これも米側に補償してもらいた

い、こういう意向を強力に要請している、こういうことではあるけれども、現段階においてはなかなか困難な問題で、そのめどがまだついてない、こういうことですか。

○岡部(秀)政府委員 おっしゃる状況でございます。

○桑名委員 いずれにしましても、この毒ガスの問題が今後大きく沖縄県民の上にのしかかってくる、非常に負担の上からも、危険の上からもこれは大きな問題になってくるのではないかと、いろいろ思うわけでございますが、この問題については積極的にこれと取り組んで、そして沖縄住民の負担軽減のために、あるいは生命保持のために全力をあげて取り組んでいただきたい、このことを要望しておきたい、このように思います。そこで、もうお約束の時間が参りましたので、まだお尋ねしたい点も多々ございますが、午後の時間に譲っておきたい、このように思います。

○床次委員長代理 安里積千代君。

○安里委員 まず施設庁にちよつとお伺いしたいと思ひます。

施設庁におかれましては、沖縄返還に伴うアメリカに提供せらるべき施設その他の調査がなされておると思ひますけれども、その御調査の範囲、御調査の基準、こういったものはどういふふうな範囲内において調査がなされておるかをまずお聞かせたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 沖縄におきます土地の調査につきましては、いろいろ基本的な根本的な問題がございますので、昨年来調査団を派遣いたしましては、いろいろと実態の把握につとめておるところでございます。ごく最近におきましては、二月から三月にかけて調査団を派遣いたしました、借料班あるいは提供管理班、水域に關します水域班等を設けまして、その実態の把握につとめたところでございます。逐次調査ごとに土地等の実態についての資料が得られまして、われわれとしても今後の施策の上に参考になるものが出てまゐっておりますわけでございますが、今回の借料班の

調査は、昨年の十月に引き続きまして実施したものでございますが、施設別の契約あるいは借料等の実態の把握を主としていたしまして、あわせて復帰後の借料評価の資料収集を目的としていたしまして、琉球政府を中心に調査を行なつたわけでございます。すなわち、調査地域は数量的にも金額的にもウエートの大きな那覇市を含む中部地区十五市町村につきまして、それぞれの市町村の土地価格の実態把握につとめたわけでございます。

その結果は、沖縄におきましては相続税がございまして、本土のようにその評価額がなないということが判明いたしております。したがって、いましめて、収集した資料をもとに路線価格を求めまして、それを参考として施設内の適切な土地価格を定めることができるというふうな考へておるわけでございます。今後適切な土地価格の算定につきましては、慎重に検討していきたいと思ひております。

また、農業関係の資料及び山林、原野等の開発の実態等を部分的に把握してまいつておりますが、各地目につきまして沖縄の土地事情を考慮した適正借料所要額の概要が今回の調査の結果の分析によりまして得られるものというふうな期待いたしておるわけでございます。土地の關係につきましては、大体以上のような状況でございます。

○安里委員 返還にあたりまして、私がお聞きしたいのは、軍事基地としてアメリカに提供される地域、施設、あるいはまた返還される地域、施設、こういったことが当然考へられるわけでありま

す。そこで、返還されるものに対して調査、これはあまり問題ないと思ひますけれども、問題は、アメリカに提供せられる施設、区域、こういったことがはつきりしなければ、施設庁としての調査の対象というところも、これはばくたるものになると思ひます。

そこで、施設庁とされて沖縄の返還に伴う地位協定に伴うところのその地域、範囲、そういったものを前提にされて調査をされておるのでし

か。それともそういうことは全然關係なく、現在あるところの施設を一応アメリカに提供せられるという前提のもとに調査が進められておるのですか。その基本的な問題だけをお答え願ひたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 調査は、現在の米側が使用しております区域につきまして、それを中心としていたしまして借料を算定いたします。その基準を作成するための必要な資料を収集いたしておるわけでございます。どの区域が返還になる、どの区域を提供する、こういうことを前提にした調査ではございません。

○安里委員 これは施設庁にお伺いするのはあるいは無理かもしれぬと思ひますけれども、そういった範囲は、政府とされていつごろまでにはつきりするといふような見通しのもとになされておるのでしうか。あるいは施設庁に對します質問としてはふさわしくないかもしれませぬけれども、さもないければ、もうあと一年しかありません。あるいはまたその前に細目の協定が結ばれるかも知れぬと思ひますのでありますけれども、わずかな期間しかございせん。それでありますならば、その点がはつきりしませんとすると、仕事に具體的には進まぬと思ひますけれども、そういった点、施設庁としてはどのように考へてしうか。

○島田(豊)政府委員 今日までは防衛施設庁本庁から調査団を派遣いたしまして、いろいろな資料収集なり調査に当たつてまいりましたが、四月になりまして、対策庁に向ひました二十名の者が現地に着いたしまして、こういう問題について当たるわけでございます。そこでわれわれとしてしましては、来年度の予算要求の問題もございまして、できるだけ早くさういふ一定の基準といふものを定めまして、地元とも十分話し合ひの上におきまして予算の要求をするということが必要になつてまいりますので、詳細につきましてはその後引き続き調査いたさなければなりません、一応のめどはその時点に置いて今後調査を進めて

いきたい、いろいろ考へておるわけでございます。

○安里委員 いままでなされた調査の対象となつたもので、あるいは調査の過程におきまして、これは本土においては例がないといったようなものに遭遇された点もあらうと思ひます。アメリカが施設を使いあるいは利用しておるといったようなものが、調査の結果からあらわれておりませんでしうか。

○島田(豊)政府委員 沖縄の実情につきましては、いま具体的な実態把握につとめておるところでございますが、確かに御指摘のように、米国の施政権下における一つの特殊な制度といふものがございまして、そういうものは本土にはございせんので、そういう制度をどういふふうにするかというところは目下いろいろ検討いたしておるところでございます。たとえば懸念耕作地の問題、あるいは非細分土地の問題、あるいはいわゆる施設の地先水面の問題、あるいは那覇の港にありまところの水没地をどういふふうにするかという問題、そういういろいろな特殊なケースがございまして、それぞれにつきましても個々に検討いたしておるところでございます。

○安里委員 現地の新聞によりますと、施設庁の調査の結果、いまだであらわれてなかつた海域における演習区域の問題、これが結局琉球政府にも知らされずに、単に漁業関係の人々に通知することによつてアメリカが演習に使用しておるといふ面があるということが、施設庁の調査の上から明らかにされたということが新聞に報ぜられておりますけれども、その点そのとおりでしうか。何か報告が参つておりまじうか。

○島田(豊)政府委員 沖縄におきましては、米國はかなり多数の場所におきまして水域あるいは空域を使用いたしております。今回水域の調査につきましては、本格的調査としましては初めての調査でございますが、米軍の使用しておる水域につきましては、まだこの今回の調査におきまして

は全般的な実態の把握ということに至っておりませんので、今後さらにその実態の把握につとめたいというふうに考えております。また地元におきましては水産関係の各種資料、特に経済統計につきましては不十分であります上に、流通機構あるいは漁法等につきましても独特のものがございすので、今後相当の期間を要すると思ひますが、そういう点につきましても十分実態の把握につとめていきたいというふうに考えております。

○安里委員 先ほどの御答弁の中にありました地先水面の問題、これは日本本土と違った状況のものがあるということをごさいますしたが、どのような違つておりましたか。

○島田(豊)政府委員 いわゆる干がたの取り扱いにつきましては、まだ実態を詳細に承知するという段階に至っておりませんが、今後とも十分実態を調査いたしまして、その中に不要不急のものがなかろうか、また沖繩の民生なりあるいは経済開発、発展のためにその返還が望ましいというものがなかろうかという点も踏まえながら、また一面安保条約の目的にも照らしながら、関係省庁と協議の上、今後慎重に検討することになしたたい、かように考えておるわけでございます。

○安里委員 私が伺いましたとおり、本土と沖繩と違つておる点がどうあるかということをお聞きしておるわけでありませう。

○島田(豊)政府委員 本土におきましては、しいて申し上げますならば、水戸、芦屋、三沢等の対地射撃場が先にあります水面、こういうものにつきましては、一定区域を定めまして告示をいたしまして、相当制限等を行ないまして、それに対する補償を払つておるのでございます。これがそのものずばり干がたと同じものであるかという点につきましても問題がございす。いわゆる干がたという形態のものは本土にはございせんので、この取り扱いについては慎重に検討いたしたいというふうに考えておるわけでありませう。

○安里委員 もちろん法律上干がたということばが出るのはアメリカの布令の關係でありまして、正しく言へばあるいは軍用地先の公有水面ということになると思ひます。本土におきまして施設の出入りに必要なところの近接の領水域というものは提供する義務があるように地位協定の第何条かに示されておるよう記憶をいたしてございす。沖繩の場合におきましては、これらをひきつめて全部アメリカが管理権がある、こういうふう布令で定められております。そこで、本土にないところの干がた、軍用地先の管理権まで現在沖繩におきましてはアメリカが管理いたしてございす、この点返還されるにあつてどのような處理されるのであるか、これは外務省關係からお聞きいたしたいと思ひます。

○吉野政府委員 ただいま島田施設長官が答弁いたしましたように、この問題については何ぶん本土にもない形態でございすから、実態を把握の上、適切な處理をしていきたいと思ひてございす。

○安里委員 本土にないものなんです。ですから本土並み、あるいはまた安保条約に關連する法規がそのまま沖繩に適用になるということは政府の基本的な方針だ、こう思ひます。そういうふう言われておるわけなんです。そうしますと、これは本土にはないものなんです。これは考える余地はないと思ひます。本土の關係法規が何ら変更なく適用されるとなれば、これらの管理権というものをアメリカに与えておるといふことは、本土にないことなんです。ですから、これは検討するといふ余地はその方針からないと思ひます。当然開放されるべきものである、このように思ひますので、これもやはり検討して、場合によつてはまたアメリカに提供する、いまの布令のような管理権あるいは使用権といふものをアメリカに認めるといふことも考えておられるわけですか。そうなりますと、本土とは違つたところの基地の態様、施設の態様といふものが沖繩では生まれてくるということになります、これは

やはり検討する余地があるのですか。

○吉野政府委員 安里先生の御説明は十分われわれも承りまして、なお実態把握につとめたいと思ひてございす。

○安里委員 これは、隠された、場合によつては将来の沖繩の軍事基地拡大にも通ずるこの管理権が、返還の際におきましてアメリカに認められるということになります、沖繩の軍事施設といふのはほとんど海に面しておりますが、その地先といふものがアメリカの管理下に認められるということになります、単に現在ある軍事基地以上に入られるという可能性が生まれてきます。この点事前に強く申し上げておきますので、誤りのないようにしていただきたいと思います。

時間の關係がございすので、もう一つだけ、施設に關係あるかと思ひます。那覇軍港あるいは那覇空港が返還されるという話も出ております。そこで、これまでアメリカが軍港のために使用するために、たとえて申しますと、那覇港南岸でございす、相当の土地をつぶしまして港にしておきます。これらの土地につきましては、本来、土地の姿は消えておるわけでありませうけれども、アメリカが港として管理して使用しておるといふ立場からいたしまして、現地にしておきます軍用地問題に關するアメリカとの折衝の中にございまして、個別に賃貸契約を結んでおる土地につきましても、個別に賃貸契約を結んでおる土地におきまして、これらのつづれたところの、海階におきまして、これらのつづれたところの、海になつたところの土地につきましては、依然として、やはり前にアメリカがやつておつたやうに、賃貸借契約をして、存在した土地としての責任を負わされてくるかどうか。那覇港がもし返されないうしなれば、当然それに付随するほかにもございすけれども、そういった土地も契約の対象となつて地料を払つていくか、それとも、もう土地がなくなつたんだから、何らかの措置をとるといふふうな方向にいくのであるか、その点を明らかにしておきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 那覇軍港内にあります滅失土地は、米軍の港灣拡張工事のために水没したものと承知いたしております。私どもの調べたところによりますと、その面積が約五万六千平方メートルでございまして、現在、御指摘のやうに、米軍は賃貸料を支払つておりますが、この問題につきましても一つの大きな検討課題でございまして、われわれいろいろ検討いたしてございまして、このやうな土地に引き続き賃貸料を払うということとは必ずしも適当でないというふうに考えておるわけでございます、現在われわれ施設庁といたしましては、いわば滅失補償というやうな形でこの問題を處理したいというふうに考えておるわけでございます、なお、この問題につきましては、引き続き關係政府機關と十分協議してまいりたいと思ひます。

かにしておきたいと思ひます。

○安里委員 大蔵省關係にお願いしたいと思ひますが、沖繩におきまるところの固有あるいは固有土地、山林、そういったものがどのくらいあるかというところを大蔵省は確に把握されておられますか。

○小口政府委員 お尋ねの点でございすけれども、戦前の昭和十七年三月三十一日現在におきまして、固有財産台帳の固有地の面積が三七八百万平方メートルあるわけでございます。現在この固有地につきましても、たとえば国有林野財産のやうに、米國の民政府から琉球政府が委任を受けて管理しているものといふものもございすけれども、大部分は米國の民政府が管理しているわけでございます。米民政府の管理している固有地につきましては、固有財産台帳に登録されてない、戦時中にたとへば旧軍が買取したものとか、そういうふうなものもございまして、いろいろ実態が錯綜しておりますので、この点は今後十分に調査をいたしまして、実態を見きわめながらこの問題につきましても検討してまいりたいと思ひます。

○安里委員 ただいまの国有財産台帳に載ったのは、昭和十七年現在だとおっしゃいました。確かにいまお話がありましたとおり、その後におきましても、それは特に戦争に関係するものとして軍の強制収用その他買収というような形においてとられたところの土地がございます。この政府が台帳上握っておりますところの土地、戦争末期におきまします沖縄の農民たちから買上げたところの土地、台帳には載っておりません、しかし、現実にはアメリカがこれを国有財産として管理しておる、こういうことでございまして、その台帳に載らずにアメリカが管理しておるところの地域あるいは筆数、坪数、こういったものも数字的には調査されておられますか。

○小口政府委員 何ぶんにも、ただいまの御質問の点につきましては、戦争末期のこととございまして、たとえば旧陸海軍が買収したというふうなものでもございすけれども、大蔵省といたしましては、正確な報告と申しますか、引き継ぎと申しますか、そういうものを受けていないわけでございす。ただ、実態としてそういうふうなものがございすので、この点につきましては、今後十分に調査をいたしまして、その処理につきましましては慎重に検討していきたいというふうに考へるわけでありす。

○安里委員 陸軍あるいは海軍、空軍などがほとんど強制的に買上げたものであります。これは御承知のとおり、ほとんど代金も支払われずに、あるいは形だけの小切手、金にもかえられない、すぐ預金させられるといったようなことで、実質的に地主の手に入らずに土地がとられております。そうしてこのものは、もちろん戦争協力のためになされておりますから、戦争目的が済んでしまったということになりますと、これは原則的には、やはり元の地主に返すということが私はたてまえだと、こう思うわけであります。この問題につきましては、これまでもしばしば沖縄側から要請されたはずであります。特に戦後アメリカが使っていない、逆にその土地を沖縄の人

人に貸しておる、こういったような土地も相当あるわけですね。この返還問題につきましては、これまででもずっと要請されてきたわけでございすけれども、お聞きしたいのは、国の台帳に載っていない、しかし、アメリカは国有財産として管理しておる、しかも、現在アメリカも使っていない、地位協定によってアメリカに提供しない土地もあるわけでありす。そういったものを国有財産として処分をされる場合におきまして、国有財産台帳には載っていない、それでもアメリカが、これは日本の国有財産である、あるいはまた、實際上地主が海軍に陸軍に空軍に買上げられたんだといったようなことがはつきりしているものに対しては、政府の台帳にも載っていない、国有財産にも記録上なっていない、そういったものに對しなすとも、国有財産台帳に載っておりませんと同様な立場において処理されますか。

○小口政府委員 御質問のような件につきましましては、登記の問題がございまして、この登記につきましては、移転登記が済んでいるもの、あるいは、本島におきましますように、登記簿が消失しているもの等がございまして、その辺がいろいろ状況が複雑になっておるわけでございまして、やはりいずれにいたしましても、実態を把握するということが先決問題でございまして、実はただいまそういうふうな関係を極力調査したい、そういう目的をもちまして、沖縄に調査に行っている最中でございす。その結果を見まして、いろいろその処理につきましましては慎重に検討を重ねていきたいというふうに存じます。

○安里委員 もう一つだけ伺います。国有財産につきましては、アメリカの管理のもとに、アメリカが管理して、あるいは地料を取っておるものもありす。あるいはまた、軍用地でアメリカが演習時その他に使っておるものがあります。そこでお聞きしたいのは、復帰の段階におきまして、アメリカが無償で使っておるところの国有地、これまでこのように使用していたところの土地に對しなす使用料と申しますか、こういった

たものは返還の際におきまして清算されるものがあるかどうか、またすべきものであるかどうか、これに對してどのようにお考えでしょうか。

○小口政府委員 お尋ねの問題につきましては、国有地の問題ではございすけれども、平和条約の条約上の解釈の問題にもなりまして、大蔵省のほうから責任をもつてお答えすべき問題になるかどうかと存じますけれども、いずれにいたしましても、平和条約に基づきましてアメリカが施政権を持つておられますので、その施政権によりまして国有地あるいは県有地を管理し使用しているというところであらうかと存じます。

○安里委員 もちろんです。アメリカが管理使用しております。しかしそれは管理使用権があるから。そうすると、日本政府としては、その管理によつて得たところの収益と申しますか、対価なんというものは請求すべき筋合いのものではない、これは管理しているのだから、どのように使おうと、ただで使おうというのであって、金銭に換算されて管理使用に關するところの対価というものは清算されるべきものではないのだ、こういう考へでおられますか。

○吉野政府委員 ただいま大蔵省理財局長が申し上げましたとおり、施政権を第三條によつて持つておられますから、国有地を米側がみずから使用することについて、その費用の負担を、政府等が日本側が請求することはできないと思ひます。

○安里委員 条約局長がお立ちになりましたついでに、ちょっと私は最後に一つお尋ねいたします。

対策庁につきましては午後お願いいたしたいと思ひますが、いままで質疑がありましたVOAの問題、あるいは弁護士の問題、これは返還協定の中において私はアメリカ側の要求というものが相当強く出されておる問題じゃないかと思ひますが、そればかりじゃなくて、あらゆる問題に對しまして、ことにアメリカの上院におけるところの

承認を要するという立場になったところから見ましても、返還にあたりまして、協定の内容にはアメリカ側の要求というものが非常に強く出されてくるのじゃないか、こればかりじゃなくて、そうしますと、日本の法規の中において許されない、あるいは日本ではとても条理上いられないところの問題でも、返還協定を結ぶためには、アメリカの無理な申し入れでも、これは一歩譲歩して認めなければ協定がでない、こういうようなことに追い込まれる立場にないか。これに對しなすところの外務当局のお考えをお聞きしたいと思ひます。いまのような状況でありますというところ、アメリカ側の無理な要求でも、あるいは日本の法規において許されない問題でございまして、条約条件上のまざるを得ない。つまりアメリカが主体となつたところの協定になりはせぬか、こういう心配をするものであります。この点に對する外務当局の所信を承りたいと思ひます。

○吉野政府委員 ただいまの安里先生の御質問、まことに現状をよく御理解なさつていてくださつて、われわれとしても非常に感謝しておる次第でございす。しかしながら、われわれとしては、あくまでも日本政府の立場から、あるいは沖縄に住んでいる方々の心情を十分考慮いたしましてこの交渉に臨んでおります。

○床次委員長代理 瀬長君。

○瀬長委員 最初に条約局長にお尋ねします。

事前協議制度の問題と関連いたしまして、現在沖縄の基地と本土の基地と違つてゐる点、これはどういふ点が違つておるのか具体的に申し上げますと、事前協議制度の中における合衆国軍隊の日本への配置に關する重要な変更、さらに同軍隊の装備における重要な変更、並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動、こういったような三つに該当するものが沖縄基地にどのような態様で配置されておるか、この点を明らかにしてほしいと思ひます。

○井川政府委員 申しわけありませんが、私、先生の御質問をほんとうに理解いたしましたかどうか

か、はなはだ自信がなくして申しわけないわけでご
ざいますけれども、条約的、法律的に申しします
と、事前協議という、いまおあげになりました三
つの条項があるわけですが、これは沖縄返還
とともに適用になるものでございす。し
たが、いま、現在の段階においてどう違つかと
いう、もし御質問がそういう趣旨でございま
らば、ともかく現在はこの安保条約自身が適用
がないのでございすから、その点ちよつとお答
えいたしかねるわけでございます。

○瀬長委員 説明にならぬ。私の聞いておるの
は、現在そういうような三つの項目に該当するよ
うな基地が沖縄にあるかどうか、これを聞いてお
るわけなんです。返還協定は外務省が主として
やっていることはわかります。その場合に、核抜
き本土並みなどと言いつつ、現実に沖縄にあり
て心理作戦を中心とする部隊もあるし、謀略部隊
だと言っているわけなんです。さらにVOAその他
本土の基地と違ったような基地になっている
そういった点をあなた方はいま明確にできるはず
なんです。できないとすれば怠慢のせしめは免れ
ません。そうなりますと、もしわからぬで返還協
定が作成されるならば、アメリカの言いなりはう
だいにいふことが言えるじゃないですか。
私の言っているのは、返還協定が実施されたX時
における問題を聞いているのではなくて、現に沖
縄にあって本土と違った基地はどういう態様であ
るかというのを聞いていたわけなんです。お答
え願います。

○井川政府委員 御質問の趣旨がわかりました。
しかしここで一言申し上げたいのは、そういう御
質問でございすると、これはちよつと先ほどあ
げられました事前協議事項とは直接の関係がない
ように思ひます。たとえば、ある基地がございま
しても、それがX時、返還の日になりました、そこ
が戦闘作戦行動の基地として使用されるという
きに初めて事前協議の対象になるわけではござい
すので、いまおあげになりましたような例は事前
協議とは関係ないと思ひます。ただ、特別の部隊

が在る云々の点につきましては、アメリカ局長か
ら御答弁申し上げます。

○吉野政府委員 お答えいたします。沖縄にお
りますアメリカ軍の部隊で、本土に駐留してい
ないもの、ないしは特殊な性格を持っているもの、こ
ういうものにつきましては、目下鋭意検討中であ
りまして、いずれその実態を把握の上、この問
題についてさらに御説明できるかと存じておりま
す。

○瀬長委員 それでは、現実に現在では全然把握
してないというふうに理解していいのですか。

○吉野政府委員 われわれの把握している知識な
り情報なりは、まだ完全なものでございせんか
ら、政府の立場としてここに申し上げるわけには
まいりません。

○瀬長委員 沖縄返還協定の作成の作業がきわめ
て順調に進んでいるというところが、いかにでたら
めであるかということが、いまアメリカ局長や条
約局長の答弁ではっきりわかるような気がしま
す。予算委員会あるいは分科会あたりでもすでに
いろいろ明らかにされて、本土とは違った基地で
あるという点ははっきりしておる。にもかかわら
ず、まだ実態をつかんでいないということになり
ますと、この返還協定なるものは日本国民にとつ
て実に危険な協定になる、同様の条約になると
いったようなことがだんだんわかるような気がす
るのです。

具体的に質問申し上げます。これは沖縄に
おける米軍のスターズ・アンド・ストライプスと
いう機関紙があるのです。その中で、アメリカの
戦略空軍、SAC第九〇九空中給油飛行隊がカリ
フォルニア州のマーチ基地から移駐する、これは
B52にかわる核戦略爆撃機の配備に備える処置で
あるとの見方が非常に強くなつておる。この九〇
九飛行隊はKC135、空中給油機十五機で編成され
て、兵員が四百二十、これは九月三十日までに移
駐される。その次に説明してあります。B52の数
倍の威力を持つておる、普通爆撃もできるし、さ
らに核兵器も搭載できるというFB111型戦略爆撃

機、これはすでに六十八年度に就役してござい
す。このFB111はアメリカの戦略空軍のうちで、
B52の次に、その数倍の力を持つておるような核
爆撃機である。これがアメリカから沖縄に配備さ
れるというところはもう予想されておる。返還の時
点でこのようなB52の数倍に及ぶ核爆撃機、こう
いったようなものが配備される場合には、日本政
府としては事前協議制度の問題を出して、現時
点でその事前協議制度の三項に該当するものがあ
るかどうかが、そういう点についてお聞きした
かつたわけでありす。外務省として、返還の時
点でこのようなおそろしい核爆撃機が配備され
る、あるいはすでに配備されて引き続きそこ
に置くというような方針はないと思ひますが、そ
のとおりと理解していいですか。

○吉野政府委員 先ほど御説明いたしましたよ
うに、沖縄における部隊につきましては、なお実態把
握中ではございすから、先生の御質問に直接答
えるわけにはまいらないのでございす。先ほど
条約局長が御説明したとおり、沖縄返還と同時に
安保条約及びその付随取りきめが、そのまま本
土と同様に沖縄に適用されることになりましたか
ら、当然沖縄にその当時いるであろうアメリカ軍
の部隊もそのワク内に入るわけではございす。な
お、この点につきましては、愛知外務大臣もたび
たび御説明してございす。軍隊の潜在的な能力
というものは、これは兵器の近代化ないしはその
他の事情で無限に発展し得る性格のものでござい
ます。しかしながら、それはあくまでも安保条約
ないしは地位協定その他の関連取りきめのワク内
で押さえるというものが、今日の安保条約のたてま
えでございすから、当然その範囲内で押えられ
てございす。なお、核抜き本土並み返還とい
うことは、これは両首脳の間で確約された事実
でございすから、核の持ち込みないしは核兵器
の使用等につきましては、もちろん考えられない
ことでございす。

○瀬長委員 考えられないということでありす
から、このような、核兵器を運搬し得るような爆
撃機、あるいはその機能を維持するための給油機
などは、返還の時点では、ないということがはっ
きり言えるわけなんです。

○吉野政府委員 先ほど御説明をいたしましたよ
うに、軍隊の機能ないしは軍の装備自体は日進月
歩の世の中でありまして、今後いろいろな進歩
するでありまして、したがって軍隊の持つ潜
在的な能力というものは今後発展していくだろ
うと思ひます。しかしながら、沖縄返還後におき
ましては、日米安保条約をそのまま適用するわけ
でございすから、あくまでも本土と同じように
扱われることになるものであります。

○瀬長委員 非常に回りくどい説明ですが、はっ
きり言つてください。いま申し上げましたのは本
土にないのです。ないから、本土並みと言わ
れるから、安保条約も地位協定もそのまま適用す
る、事前協議制もそういう方向で適用される。い
ま私が申し上げました心理作戦部隊もある、謀略
部隊です。私は、どこにいたか、いるところも
知っているのです。そういつたもの、それからい
ま申し上げた核戦略爆撃機、こういつたものが配
置されて、九月末には完了すると言つておる
のだが、もし来年四月一日にかりに返還という時
点に達したときには、こういつたものは本土には
ないから当然なくなるが好ましいし、またな
くならないと聞いているだけなんです。非常
に簡単なんです。

○吉野政府委員 沖縄におります部隊ないしはそ
の部隊の持つておる装備その他につきましては、
目下実態把握に日本政府としてはつとめておりま
す。なお、たびたび繰り返すように恐縮でござい
ますが、軍隊ないしはその装備の持つておる潜
在的な能力というものは、ここでは問題にしており
ません。あくまでも安保条約のワク内で問題をし
ぼつていこう、こういうことでございす。
なお、本土に同じような部隊ないしは装備の武
器があるかどうかという点につきましても、
は、もちろんこれも一つの重要な参考事項だと思

います。要するに、法律的に日米間には安保条約及びその付随取りきめによってお互いに縛られているわけでございますから、それによってすべてが処理されるわけでございます。

○瀬長委員 日進月歩と言われましたが、非常に不安を感じます。これは非常に日進月歩です。それから、来年の四月一日までに、より以上に日進月歩して核兵器が持ち込まれないとも限らないという印象を与えるのです。明確な答弁ができないのは、目下実態調査中であるというのだが、一体どういふふうな実態調査をしているのか。現地で外務省の係官は、あるいはこれはあとで関連して防衛庁もそれについて答弁していただきたいと思うのですが、どういふ方法で実態調査するのですか、また、しておるのですか。この点を明らかにしてほしいのです。ただ、目下調査中、目下検討中でございますというふうなことで、沖縄県民は死の恐怖に迫り込まれておるのですから、毒ガスもあるし、核兵器もある、いつどうなるかわからないから、私は真剣に聞いておるのです。ですから、実態調査をするのであれば、一体どういふ方法でやるのか、明確にしてほしいと思います。

○吉野政府委員 この問題は各省にまたがる問題でありまして、各省それぞれの担当部門につきまして実態把握に努めておる次第でございます。なお実態把握の方法につきましては、それぞれ所管部門によって方法が違ふだらうと思いますが、もちろん米軍ないしは米施政権当事者に対し、ないしは米政府に対し、必要な資料ないしは情報の提出等を求めることもその一つであると思っております。

○瀬長委員 防衛庁はこの点について、核問題について実態調査をされると思うのですが、どういふふうな実態調査をいまやるおつもりでありますか、御返事願いたいと思います。

○大西説明員 お答え申し上げます。ただいま外務省から御答弁がございましたように、核抜き本土並みの返還については、日米双方の相互信頼に基づいて、特に大統領とわが国の総理大臣との話

し合ひできまされたことでございますから、これについて特に疑いを差しはさむ余地はないと思えます。ただ、沖縄住民の方々の気持ち等を考えますと、アメリカとの合意を前提にいたしまして、そういうふうな確認ができれば、それは望ましいというふうな考えをしております。

なお、自衛隊はいずれ沖縄に参りまして、ナイキ等の基地の引き継ぎというふうなことも日程にのぼってまいりますので、その前にそういう機会が得られるのではないかと期待いたしております。

○瀬長委員 外務省は主として返還協定——協定になるか条約になるかわかりませんが、外務省の条約局あるいはアメリカ局はほとんど沖縄の基地の実態がわからないままに協定を結ぼうとしておる。実に危険です。国民はそんなような政府のために血税を払っているんじゃないかと思うのです。国民に対する義務があるはずなんです。そのために沖縄が核基地といわれておるのです。あなた方すでに御承知のように、そういう核基地の上に毒ガスがまた貯蔵されておる。こういうことが目下実態調査中でありまして、このように局長クラスの人からの話ですから、いかに返還協定の作業そのものが順調にいったいにかというところを明らかにしておると私は考えておるのです。もしそれに反駁でき、あるいは説明できるようなことがあればやっていただいたいの思いますが、時間の関係がありますので、こういった点は後に回しまして、大蔵省に次の質問をいたします。

この前の委員会で大蔵省は、沖縄にあるアメリカ施設の有償引き継ぎ、買い取り、この有償引き継ぎは、四つの項目対象があると言われました。そのほかに疑問に思われるのが一つあります。いままで高等弁務官資金なるもの、沖縄ではゼネラルファンドと言っておりますが、その中から一カ年で十萬ドル出したり二十萬ドル出したり、かつてに宣撫工作費として出したり、その弁務官資金は部落の公民館、あるいは簡易水道、これをつくるために出されております。アメリカは、山中長官

も言っておりますが、けちとけちとの取引で、非常にがめつきののです。ですから、いままで出した弁務官資金、それでつくられた公民館、簡易水道、こういったものを買収し取れと言っておるのか、あるいは買い取れと言っていないのか。いずれにしても、大蔵省としてはこれを買収し取れるのか、あるいは有償引き継ぎの対象になるのかどうか、簡単にお答え願いたいと思います。

○前田説明員 お答えいたします。一般資金からそういう簡易水道や公民館等に金が出たかどうかという事実自体は、私たちのほうは実はまだつまびらかにいたしておりませんけれども、はっきりしておることは、私たちがいま交渉の対象としておる資産というものは、そういうものには含まれておりません。この前申しましたとおり四項目に限られておるわけでございます。

○瀬長委員 もし弁務官資金でつくられた公民館も有償で引き継いでほしいと申し出があったら、大蔵省はその四つの対象のほかに加えますか。

○前田説明員 現実にはそういう要請が来ないわけでございます。また私たちのほうとしても、そういう要請が来るとも現在のところ予想しておりません。

○瀬長委員 現実に出しそうな空気があるから聞いているのです。アメリカは一べん出したものを貸与した、あるいはこれを献呈したと言いながら買い取りなさいと言っているでしょう、あの建物にしても、ですから、弁務官資金なるものが出てくるわけですが、これでつくられたものは買い取れと言わないとは限らない。もし言うたらどうするかという問題を聞いているのです。仮定であるが、現実性を帯びた仮定なんです。

○前田説明員 御承知のように、一般資金でつくられておりますところのいろいろな施設というふうなものは、この前の四項目以外にもたくさんございまして、しかし、そういうふうなものにつきましても、現在までもアメリカ側のほうからそういう要請はございませんので、私たちのほうとしては、そういう要請はないものと、こういうふう

考えておるわけでございます。

○瀬長委員 次に、国有財産が沖縄に、当然国有財産は大蔵省の管理になっているのだが、国有財産がどのくらいあるか。土地もあれば建物もあると思えます。それははっきりしておりますか。

○小口政府委員 先ほど御質問のあった点でございますけれども、昭和十七年の国有財産台帳におきまして三七八百万平米という土地があるわけでございます。その他国有財産として、たとえばいろいろな建築物、刑務所とかその他いろいろあるわけでございますけれども、そういうものも個別にはわかっておるわけでございますけれども、その後の状況につきましては、先ほど申し上げましたように、戦争の末期に旧軍が買収したものの、その他いろいろなものがございます。その点につきましては、現在ではいろいろ調査をしなければ判明しない点があるわけでございます。したがって、その点を極力調査して実態の把握につとめておる最中でございます。

○瀬長委員 国有財産は大体二つに分けられると思えます。一つは、アメリカが管理しているもの、それからもう一つは、琉球政府の管理に移してあるもの、大別して二つになっておりますが、さらにアメリカが管理しているものうち、二つに分けられると思うのです。アメリカが基地のために無償で使っているもの、それからこれこそ商売じゃないかと思われるようなものなんです。国有地でありながら、これを日本国民である沖縄県民に貸し付けて地代を年間取っている、このケース、二つに分けられております。このアメリカがただ使っている面積は幾らあり、何々か。それから県民に貸し付けている面積やあるいは種類別、アメリカが一年間に幾らぐらい地代として取り上げていますか。これは現在の軍用地主は払っている地代よりもっと高い値段でアメリカは取っておる事実を私は知っております。こういった点について、返還の時点で、こういう国有財産、いま第二番目にあげました琉球政府の管理に移管しているものは別として、アメリカが管理している二つ

の種類について、返還の時点でのような取り扱いになるか。大蔵省としては、国有財産ですから、管理の省であるわけなんです。もちろん国有林になれば林野庁とかということになります。が、財産としての処理についての方針があれば承りたいし、さらに県民に貸し付けておる地代がいままで幾らくいあがって、何に使われて、幾ら余っておるか。余ったものがあれば、返還の時点には日本政府の財産として納めるのか。こういった点をお聞きしたいと思っています。

○小口政府委員 御質問が二つに分かれておりまして、第一は、米軍が琉球政府に管理を委託しております国有林野、そのようなものを除いて、直接使用しておるものについての問題でございますけれども、これは先ほどの御質問にもございまして、外務省の条約局長から答弁もあつたわけでございまして、この点につきましては、米軍が平和条約に基づく施政権に基づいて管理使用しておる、そういうことであらうかと存じます。

第二の問題で、沖縄の県民、あるいはアメリカの民間人という場合もあらうかと存じますけれども、貸している場合でございますが、これにつきましまして、返還の時点におきましてどのような処理をするかということでございますけれども、これは私どももいたしまして、いろいろ実態を調査いたしまして、その結果を勘案しまして、納得のいくような処理をしたいというふうに考えておるわけでございます。

御質問の、有償で貸しているわけでございますけれども、どの程度の貸し賃をとっているか、その他の点につきましては、ただいままでのところ詳細は不明でございます。

○議長委員 時間が参りましたので、残された問題は午後後にやることにいたしまして、資料をお願いしたいと思います。

一つは、いま問題になりました国有財産、これの詳細な資料を、アメリカが管理しているもの、管理してさらにただ使いをしておるものと、それから県民に貸し付けておるものの面積や種類別、

さらに地代、それから琉球政府に移管してあるものの種類別のもの。さらにもう一つは、これは本土における国有財産の特例法に基づいてアメリカの使用に無償で提供しておる国有財産の種類別のいわゆる面積、さらに使用方法、アメリカはこれを何に使っておるかといったような詳細な資料をぜひ早目に提出していただきたいことを要望いたします。私の午前中の質問を終わります。

○小口政府委員 ただいまの資料の御要望でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、現在調査中で、不明のものも実は相当あるわけでございます。ただ、御要求がございましたので、現在わかっております範囲内におきまして、極力資料をまとめまして提出したいと思っております。

○床次委員長代理 本会議散会後委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後三時七分開議

○池田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、第二次沖縄復帰対策要綱について山中総務長官より発言を求められております。これを許します。山中総務長官。

○山中総務大臣 ただいま第二次復帰対策要綱について説明を求められておることとありますが、私のほうは突然説明をするようにということでございまして、説明的な文書を一切持っておりませんので、お手元にご覧いただけます。この沖縄復帰対策要綱（第二次分）、それに基づいて私のほうで注釈を加えつつ御説明申し上げます。

まず初めに、沖縄県及び市町村の行政組織問題であります。これについては、知事並びにそれぞれの沖縄県の議会の議員についての規定でありまして、現在の主席を復帰の時点において知事とみなす、現在の立法院の議員を復帰の際において

県議会の議員とみなすという要望に沿ったとおりのものでございます。

市町村については、これまで地方自治法の規定時による市町村とし、議会の議員等も同様にするわけでありまして、これは奄美大島その他の先例とおりでございます。別段のみなす規定その他は要らないわけでございます。ただし、ウにおいては、沖縄の市町村の合併促進法では補助金が出る制度がございしますが、本土においてはそのような制度がございませんので、その沖繩のいいところも本土の町村合併促進法にプラスしたいということで、従前の特例の趣旨を尊重して所要の措置を講ずるという意味をもって表現しておるわけでございます。

琉球政府関係機関については、琉球電信電話公社の業務は、復帰と同時に引き継ぐ場合に、それぞれ日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が行なう。勤務している者はそれをそのまま職員として引き継ぎ、受け入れを行なう。表現は、電信電話公社と国際電信の性格が違いますから、「引き継ぎ」、「受け入れ」という表現になります。

土地住宅公社については、現在の琉球土地住宅公社というものを現在の本土の地方住宅供給公社法というものに基づく地方住宅供給公社というものでおやりくださればけっこうやっていきますということを言っているわけでありまして。

下水道公社、これは本土のほうも昨年から流域下水道という町村の境界を越えた新しい下水道が位置づけられましたので、幸い沖縄では現状がそれに相似しておりますので、復帰後、新しい概念の流域下水道として沖縄県の下水道とするということになるわけでございます。

沖縄放送協会の場合は、少し前置きがございまして「復帰により沖縄の放送法が失効するに伴い」ということで、あとは日本放送協会がこれを引き継ぐということになっておりますが、この「放送法が失効するに伴い」ということはわざと入れましたのは、NHKがこれは独立した

純然たる報道機関でございますから、電電公社みたいに義務的に引き継ぐ性格のものとして規定するのは少し異質でございますので、そこで沖繩の現在のOHKの存在根拠法、もちろん公共放送でNHKと同じ性格を持つものとしても、根拠法の沖繩の放送法が失効するから、NHKが引き取りますという表現を入れることにより、NHKの自主性、独立性を尊重した表現にしておるわけでございます。

観光開発事業団については、問題はないと思っております。

それから、新全総、新経済社会発展計画の改定の場合の特徴は、普通であります。沖繩を今日のまでの概念では九州ブロックとしてとらえておったのでありますが、再々私が申し上げておりますように、沖繩を新しい一つのブロックとして、その本土列島にもたらす付加価値というものを評価したい。そのために、後段において「わが国の最南端に位置する亜熱帯地域の特性を生かし、産業の開発、環境条件の整備保全および交通通信体系の確立を図ることにより、云々」という、沖繩に対して新しい国土の付加価値としての立場から、新しいブロックとしての扱いをする、一ブロックとしての扱いをするという表現をいたしておるつもりでございます。

次の四の、沖縄振興開発公庫でございますが、これは詰めるまでに相当な議論がございました。本土政府の中においても議論がございました。しかし、最終的に合意いたしました内容は、ここに述べられておるとおりでございます。開発銀行以下政策金融機関を全部一元的に総合的運用をはかるために沖縄振興開発公庫を置きたい。その沖縄振興開発公庫の中には、さらに現地球政府で現在持っておられる各種の大衆金融公庫から住宅建設資金融通特別会計あるいは運搬船建造等、本土にないそういう特別会計の行なっている業務等をも引き継いで行ないますというところを書いてございますが、アイウエオのエのところ、この「公庫の貸付条件は、沖繩の産業・経済の実

情を勘案し、適切なものとする。」これは主としてアイのイのところに、本土における政策金融機関の恒例設定いたしております金利あるいは償還期限その他の条件について沖縄には特例を設けよう、そういう意味で書いてあるわけでございます。もちろん特例はなるべく低金利、そしてなるべく長期という意味のことを前提にしていることとでございます。

「教育・文化」の学校制度は別段問題はございませんが、それぞれ本土の学校教育法による学校あるいはまた各種学校というふうになるということとでございます。さらに卒業生のことも書いてございます。

私立大学は少し問題がございますが、「沖縄の私立大学（短期大学を含む。）については、復帰までの間に、本土の大学の水準に達することができるよう統合その他の必要な整備を図り、復帰の際、本土の学校教育法による大学となるよう措置するものとする。復帰までの間に所要の整備が行なわれていない大学については、復帰時の在学学生につき、その者が卒業するまでの間に限り、本土の法令による大学とみなす経過措置を講ずることとする。」このことの意味は、現在沖縄に二つの、琉球大学並びに国際大学、それぞれ短期大学等を持っておりまして、大学の基準に達していません。したがって、私立大学であっても、その基準に達するために復帰前に整備等の措置をとって努力をしてほしい、その努力の結果というものが出た場合において、なおかつ本土に復帰した場合に本土の私立大学に劣っていない、それは間うところではないという意味があるわけでございます。しかしながら、合併の手段も何もしない、統合もしないでそのまま復帰の時点を迎える場合については、その当時に入学した学生の卒業までは大学の卒業生とみなすが、新しい新入生を募集することは、大学としては、学校教育法による大学として認めないので、実際上行なえないということの意味しております。これは相当ドラ

ステイックな言い方をしておるわけでありすが、この前提には、琉球政府並びに立法院等の合意によって、沖縄の大学制度審議会が合併を勧告いたしております。これに対して一校は受諾し、一校は拒否いたしております。でありますので、沖縄県の一応の公的機関の方針というもので、まあ打ち出しておるわけでございますので、私立大学の経営者の同意を得るものではない。むしろ私立大学経営者は、これに対して非常な反発を持つ学校があり得るであろうことを予測いたしておりますが、どうしても琉球政府のそういう方針に従ってほしいと思っておりますし、これはやはり学校経営者のことではなくて、生徒たちの問題である、教育本来のことを大学経営者も自覚してほしいということを強くここで申し上げておるつもりでございます。このところが少し強烈な感じを与えるところでございます。教職員の特別研修、これは内地並み、本土と一緒にするわけですが、なお教職員のレベルアップのための制度として、資質向上の制度として残します。

宗教法人等についても大体問題はございません。本土並みにみなすわけでございます。社寺等の所有しておる国有財産は、本土と同じように、譲与または減額譲渡という処置でできるものと思っております。

学校安全会もほぼ本土並みになれる。琉球育英会については、すでに一次において現在の国費留学生などについての措置を定めて、暫定措置をきめておりますので、今度は育英会自体というものを民法法人ということで存続させる。なお、日本育英会の沖縄支部というものを別途置く。これは本土留学以外の分野について仕事があるわけでございます。それも必要であろうということでございます。これは並立して、競合するものではないと思っております。

私立学校振興会、これも大体民法法人として整備し、存続する。厚生・労働関係に入りまして、福祉事務所、こ

れは原則として本土並みということでありすが、けれども、必置しなければならぬ市でできないことがあります場合は、逐次これを設置していつてよろしい、その間において、そのかわり沖縄県のほうで肩がわりしてその仕事をやってほしいということでございます。

「結核および精神病に係る公費負担」のところ、一応現在の本土で行なわれておる公費負担よりも沖縄側において行なわれておる公費負担のほうの手厚いこととしまして、その従前の例に準じて公費負担ということの原則にいたしております。

このところで、まだきめておりませんが、沖縄県が復帰いたしますと、現在の琉球大学に医学部が復帰の時点ではまだございませんし、保健学部の付属病院が、国立大学として琉球大学が移管されて、その付属病院になったとしても、県民全体のための国立病院というものが沖縄県はない県になる可能性があります。もちろん琉球政府も沖縄に国立病院をつくってほしい、あるいは現在南援のほうでやっております精神病院を国立にしてほしい等のいろいろな意見がございますが、沖縄における結核と精神病の本土に比べての異常な高い比率、あるいはまた推定の患者数に比べて収容ベッド数が十分の一にも満たないという現状等から考えまして、現在の琉球政府立の精神病院あるいは結核の病院の運営等どう相談をいたすかはこれから問題であります。できれば厚生省その他の関係省の了解を得て、沖縄に主として精神病、結核を中心とした国立病院をつくる必要があるのではないかとこのことを考えておりますが、まだ合意に達しておりませんので、ここからは落ちておるわけでございます。

医療機関のところは、本土の十九人までとなっております。沖縄では二十九人までとなっておりますので、これらの制度は、当分沖縄において患者収容時間の制限その他の基準になります。病院、診療所の区分について、これを二十九人までの現状を認めよう、したがって、収容時間

等もそれに従いますということにしてあるわけでございます。

労災も大体本土の条件になれるわけでありすが、その際において、復帰前に生じた業務上の事故にかかる復帰後に支給すべき諸補償給付等は、原則として本土の労働者災害補償保険法によって行なうということとリスクを補充してございませう。

失業保険についても、同じような考え方で引き継ぐことにいたしております。

外国人季節労働者は、パイン及び甘蔗の収穫時期における季節労働者としてほとんど台湾から参っております外国人労働者、これをシャットアウトいたしますと、それぞれの離島のキビ作というものは立ち行かなくなる状況にございます。そこで、やはり本来ならば、これは労働省その他異論のあつたところでありすが、労働、外務、法務等の協力を得て、沖縄においては基幹産業たるパインアップル、甘蔗の地位にかんがみ、そして現在恒久的にその台湾労働者の受け入れによってのみささえられていた人手の現状から見れば、これは一定期間は特例として残したほうがよいということにいたしました。この一定期間もいつまでかということはすべての問題と関連いたしますが、合理化、近代化、機械化が進み、あるいはまた人手等が充足されるようなことがあれば、逐次、これは原則としては好ましくないこととありますから、少なくとも、あるいはやめていかなければならないと思ひますが、なかなかそのような条件をいまのところ展望できないという状態でございます。

次に「産業・経済」では、長年議論してまいりました含みつつ糖対策について、結局、いろいろの議論もありましたけれども、さしたる何とかが対策をはっきりしておかなければ不安がいつまでも続くというところがございますので、現在の琉球政府の講じてまいりました対策が実質的に継続できるように当分の間いたします。すなわち、復帰と同時に本土の糖価安定法の適用範囲に入ります分みつ糖と一緒にできない。しかしなが

ら、現在沖縄において政府が原料価格を公示し、それによつて企業側に補助金を出しておるその制度というものを、沖縄についてのみ継続をいたしなす、そういう意味でございます。

農協、水産業協同組合は、これは本土の農協、水産業協同組合とみなすというものであります。が、ここで農林漁業の職員の共済に關しまして、これは他の公務員共済等の議論がまだ詰まつておりません。すなわち掛け金を掛けた期間とそれから給付をいたします金額との問題で、琉球政府の職員として勤務した期間と、権利の発生前提となる掛け金を納めた期間というものが、ちよつといまのままで解決を見ようと思つておられない、農協、漁協のほうはわりとむずかしいのでありますけれども、他の問題との関連において、これはここで触れてございせんが、三次においては明らかにするつもりでございます。

国有林野については、明治四十二年勅令第三二号に基づいて沖縄県に貸し付けられた貸し付け期間がまだ残つておりますから、残りの期間は従前と同じ条件でそのまま県に貸し付けておくことにするといふものであります。

それから沖縄の森林法に基づいて貸し付けられている国有林、これは原則として一定期間従前と同一の条件で貸し付けを継続することとしたします。西表島等においては、開拓地に戦後末期ごろ沖縄本島から半強制的に移住入植を命ぜられた人々が現在定着をしておられます。これらの人々は、自分たちの耕しておる土地から収穫はし得ても、その土地というものは自分のものでありませんから、その土地を担保にした制度資金なり金融なりという道がないという意味で、ある意味では励みもなく、現実につらい立場にあるといふ実情でございます。特別に、ここに「従前の経緯にかんがみ、国有林野事業に著しく支障を生じない限り」とは書いてありますが、これは支障を生じるとは思ひませんので、これを譲渡するといふことにいたしてあるわけでございます。西表でございせんから、そう農家の方々が払えないよう

な金額のものにならうとは考えておりません。現地に於いてもこれは非常に歓迎しておられるようであります。

なお、部分林契約は、自然保護、森林経営のあり方、こういうものを考えながら部分林契約もそのまま継続をいたします。

次は漁業でございますが、復帰後は本土漁業法が現在のもつて沖縄の実態におりて適用を受ける。その他許可漁業その他について雙数等の問題がございせんが、これは琉球政府の公示いたしました雙数というものを認めることによつて、両者が合意いたしました。こういう指定漁業の許可可雙数等の取り扱いについても、本土との間に意見の一致を見たものを文章にしたわけでございます。次は、漁船保険についても、復帰後は本土法を適用いたすこととでございます。

自由貿易地域、これも議論のあつたところでありましたが、結局は、沖縄において現在の自由貿易地域はあまりにも貧弱であり、やはり将来の展望として、先ほどの新全線の中の一ブロックとして沖縄を位置づけることにも大きな関連を持ちますが、新しく埋め立てもしくは立地等の計画をして、そうして日本における自由貿易地域と稱するにふさわしい地域を沖縄に設定をしたい。しかしながら、税の取り扱いとして一応ここに「関税法上の保税工場として取り扱う」という表現がいたしてございせんが、これがやや誤解を招いておるよう、これは中途はんばなフリーゾーンである、だから保税工場と同じではないかという御意見もあるようであります。しかし、現在のところ、こういう表現をしておりますけれども、これから自由貿易地域というものを明確にどのようなところまで日本としては打ち出していか、それについて琉球側と、どのような場所を自由貿易地域を設け、どのような業種を本土資本あるいは現地資本あるいは外資資本等を受け入れていくことによつて沖縄県民の所得向上、生活水準向上に役立てていくか、それらについては相当思い切つた自由貿易地域の概念にふさわしい税制上、金融上

の措置を講じてまいる必要があらうと考えておるわけでございます。

次は、伝統工芸産業でございますが、沖縄において紅型、織物、陶器、漆器等、非常に貴重な、いままで継承されてまいりました伝統の工芸品がございせん。現在、沖縄に県立の琉球工芸研究指導所というものがございせんが、これをひとつ県立機関として、国が大幅に援助することによつて、県立の伝統工芸試験場という形に、やがてはそこを中心にして伝統的な工芸の振興をはかるとともに、その産業の販路その他についてもあつせんをしていくような措置を講じたらどうであらうかということとでございます。

工業所有権制度、これは、本土と離れておりましたために、まともに本土法を適用いたしますと、いろいろと抵触する部分等がございせんが、しかしながら、それらは、いままで現地において、たとえば商標権にかかるとか、そのほかの権利が通用しておつて、そして本土のほうで特別に支障がないという実態を見きわめた上で、これはいままでどおりのものでして復帰後も認めていく、所有権についても商標についてもそうしようということにしておるわけでございます。

琉銀株式についてありますが、これは「復帰前に地元住民に対し処分されるよう措置する」と書いてありますことは、本土の銀行資本も、本土の個人、商社等の資本も、一切この五一％の放出株について買い出動することを認めない、そして、米国のほうも確認をいたしておりますが、アメリカの金融機関もこれに手を出さないといふこと、沖縄県の人たちによつて五一％の琉銀の株式を取得して、名実ともに沖縄の地方銀行の中軸にしてほしいといふこととでございます。ただ、あとこの株をどれくらいで評価するのかという問題が残つておりますが、これは外交交渉の分野にも入つていくと考えます。

証券会社は、沖縄にはたして独立できるかどうかという心配もありましたけれども、一応本土の

許可制の前に、経過的に登録制ということをつないでいくという措置をとることにいたしました。

それから、運輸・通信で、港湾管理、これは御承知のように、沖縄における港湾は、管理者の問題あるいはまた格づけの問題等いろいろ問題がございせんので、それらの問題をここに、港則法の適用港とし、重要なものについては特定港に指定する。

さらに、港湾の管理運営については、「施設の効率的利用の観点から、その強化を図る」と云々と書いてありますが、要するに、那覇商港、泊港、那覇新港というものを、できれば一体で管理者が運営をしてもらいたいという要望を私どもは持つております。しかし、安謝港については、那覇市が苦心修たんして、いま完成に近づきつつありますし、そこらのところの調整もなかなか困難なようございせん。できれば一本の管理者というものがあつてほしいといふことを念願しておりますが、あるいはできないかもしれせん。

空港整備、これも、那覇空港の民間航空路に占める重要性というものを考慮して、米側がいままで整備促進をいたしておりました工事は、本土政府のほうの責任で完成をさせるということの意味しております。

なお、空港の引き渡し、あるいはそれが共用か、あるいは自衛隊の管理か、純粹の運輸省管理の空港になるか、県営空港になるか、こういうもの等については、まだこれから対外折衝等の問題として残されておるわけでございますが、空港整備だけは中斷することなく引き続き本土政府がやつていくということを示しておるわけでありま

す。次には離島空港のことが書いてありますが、これは離島空港の整備促進ということをやするわけでございます。

海運業、これもやや問題がございせんが、これはむしろ本土のほうに問題があるわけでございます。沖縄の現在の運賃同盟は、復帰いたしますと

内航貨物船扱いになりますので、本来ならば認められない取りきめになるわけですが、これも、これを、やはり沖縄の現状から考えて、運賃同盟は、本土との運賃同盟、さらに先島航路の運賃同盟といふものを一応尊重していきまないと、本土の大資本といふものが沖縄の船会社等になぐり込みをかけていくということが、今日のカーフェリーの競争一つを見ても容易に心配され、予想されるところでありますから、そういう意味をもって、本土側においてはいろいろ不満がございます。沖縄が帰ってきたら一緒じゃないか、こちらの船も出たていいじゃないかという不満もございまして、これは当然がまんしていただきたい、そして、沖縄の船会社が一人立ちできたところに一緒に競争したらいいではないかということできめたわけでございます。もちろん、近代化、大型化等のための必要な措置も講じよう。

次に離島航路、これは、本土の離島航路補助金といふものが、一定の条件、すなわち、安易な経営をしていないことはもちろんであります。一つの航路に二社が競争して、そのために赤字を出しておるといふような条件ではだめだといふような前提があつて、八〇％の補助金が国から出ることになっておりますが、現在では沖縄の離島航路は、ほとんど全部といつていいほどの条件に合いませんので、なるべく航路の集約統合を行なつた上、離島航路補助制度の対象になるように事前に措置をしてほしい、しかしながら、それができなかつた場合については、現在の琉球政府が援助しております程度の航路補助については、本土の航路補助基準に達しなくとも、その制度を経過的に受け継いでまいりましょう、そういうことを申し上げておるわけでございます。

辺地、離島バス等、こちらについてはそう問題はございません。

車検制度、これは現在のままですと、本土に復帰した場合においては、昨年までは民営車検制度といふものがなかったために、一応の現地側の要望としては、われわれは仕事ができなくなるので

あるから、したがって補償をしてほしいという要望がございます。しかし、昨年の法改正によつて、本土のほうにおいても民間に検査業務の委託をする制度ができましたので、現在の沖縄において車検制度を行なつておられる民間の業者の方々に指定検査人としてやつていかれるようにしようとするものであります。

なお、「並行して、国営による検査」云々と書いてありますが、これは新車とみなして検査を国がする必要があるものと申しまして、ごくわずかな分野で、本土でシャーシをつくりまして、現地で右左交通の違ひからバス等のおおいかぶせて完成車にする、そういう場合に国営検査が形式上必要であるということ、こういうことが付記してあるわけでございます。

公共放送はすみやかに本土並みにしたい。しかしながら料金については、「サビビスの実態に応じ」というのは、時間送電のところもありまして、夕方に「おはよう」という番組を見せられるところもあるわけでありまして、こちらについては特例料金を考えなくてはならないということでございます。

司法・法務関係で、「民法、商法または有限会社法に基づき法人」、こちらのところは、つまり本土の社団法人、財団法人とみなすとか、それぞれの合資会社、合名会社、株式会社等もみなす。株式等も、大体現在の琉球政府のものを本土のほうで支障のないようにしようといふこまかな措置でございますので、問題があるところはございせん。

その次の登記についても、「沖縄の法令による不動産登記、法人登記、商業登記その他の登記」ただし「所有者不明土地登記および市町村非細分土地登記を含まない」。これは別途問題がございまして、この場合においては別に法令で定める場合を除いて——これは含まないわけでありまして、本土の法令によつた登記とみなすのだということでありまして、戸籍についても同じです。供託も同じであります。

司法書士会も同じです。

免許資格、自動車整備士等、これも以下全部同じでございます。水先人も同じでございます。公証人、司法書士、また同じくみなすものであります。海事代理人、これは登録を受けることによつて海事代理人となる、受けるまでの間は従前どおり業をやつてもよろしいということでございます。

特級ボイラー技士、これも所定の講習を受けることによつて本土の法令による特級ボイラー技士免許を受けた者として取り扱う。

受胎調節実地指導員、これもまた同じであります。行政書士も同じであります。

獣医師、製菓衛生師、こちらも小さな問題であります。大抵本土の義務を行なうことができるような措置をここに書いてあるわけでございます。

消防設備士も同じでございます。

それから、最後の在外邦人、在留資格、これは最後まで法務省、外務省等とかなかなか意見が詰まらなかつたところでございますが、ようやくここに書いてありますように、「復帰の際、沖縄に在留する邦人に対しては、復帰後一定の期日までに在留資格取得の申請を行なわせて、出入国管理令に基づき在留資格を付与するものとする。この在留資格の付与にあつては、居住経歴、家族の状況等を勘案して、できる限り従前認められていたと同様の法的地位を維持できるよう好意的に配慮するものとする。なお、平和条約の規定により日本の国籍を離脱した者で昭和二十年九月二日「ミズリー」号調印の日、「以前から復帰の日まで引き続き沖縄に在留するもの（復帰の日までに出生したこれらの者の子を含む）に対しては、特段の事情がない限り、永住を許可できるようにするものとする。」このところが少し甘いのではないかと意見等もあつたのであります。沖縄を甘くしたことによつて本土のほうに悪影響をもたらすことはいないだろうということで、実情に即した許可をするようにいたしましたわけでございます。

以上が第二次分の要綱の概略の口頭説明でございます。不足の分は質疑等によつてお答えをいたします。なお第二次分で見送つたもので第三次分にいたしたいと考えておりますものは説明を省略し、質疑にお答えをいたしたいと存じます。

○池田委員長 次に、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び税理士法に関する特例（第八条・第九条）」を、「税理士法及び通関業法に関する特例（第八条・第九条の二）」に改める。

第三章第二節の節名中「及び税理士法」を、「税理士法及び通関業法」に改め、同節中第九条の次に次の一条を加える。

（通関業法に関する特例）

第九条の二 沖縄の税関貨物取扱人に関する法令の規定による税関貨物取扱人となる資格を有する者で、大蔵省令で定める講習の課程を終了したものは、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二十三条第一項に規定する通関士試験に合格した者とみなす。

2 通関業法第二十四条の規定の適用については、沖縄の税関貨物取扱人の通関に関する業務又は沖縄の行政機関における本土の関税に相当する税その他通関に関する事務で政令で定めるものは、同条第一号に規定する通関業者の通関

業務又は官庁における関税その他通関に關する事務で政令で定めるものとみなし、沖繩の税関貨物取扱人の通関に關する業務又は沖繩の行政機關における通関事務で政令で定めるものは、同条第二号に規定する通関業者の通関業務又は官庁における通関事務で政令で定めるものとみなす。

第二十五条中「合格した者で」を「合格した者（それぞれ選考により当該法令の規定による測量士又は測量士補の免許を受けることが認められた者を含む。）で」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

沖繩と本土との一体化に資するため、沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者及び選考により沖繩の測量士又は測量士補の免許を受けることが認められた者にそれぞれ本邦の免許資格を付与するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○池田委員長　まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。山中総務長官。

○山中総務大臣　ただいま議題となりました沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩の本土復帰を控え、本土と沖繩の一体化をはかり沖繩住民の経済的社会的福祉を増進するため、各般の施策の一環として、昭和四十四年に沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の制定を見、沖繩と本土との各種免許資格の一体化措置が講ぜられ、これにより十八種類の免許資格が沖繩で実施し、二十七種類の沖繩の免許資格者に本邦の免許資格を与える等の措置をとることとしたしております。

ところで、法制定當時に措置しなかつた免許資

格のうち、沖繩の税関貨物取扱人法の規定による税関貨物取扱人については、沖繩の本土復帰により通関業務が大幅に減少することが見込まれるに至つたため、沖繩の通関業務従事者の間で転職の問題が取り上げられ、本土との免許資格の一体化の要望が高まつております。また、選考により沖繩の測量法の規定による測量士または測量士補の免許を受けることが認められた者については、選考の基準等、選考の実態から見て試験合格者と技術的能力において遜色がないものと認められます。よつて、これらの者に本邦の免許資格を付与する等の措置を講ずることとし、ここに改正のための法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による措置の内容は、沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者で大蔵省令で定める講習の課程を終了した者は、本邦の通関士試験に合格した者とみなすこと、沖繩の税関貨物取扱人の業務または沖繩の行政機関における本土の関税に相当する税その他通関に關する事務に従事した期間は、本邦の通関士試験の試験科目の免除対象期間とすること、並びに選考により沖繩の測量士または測量士補の免許を受けることが認められた者で国土地理院長が行なう講習の課程を修了した者は、それぞれ本邦の測量士試験または測量士補試験に合格した者とみなすものとすることです。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○池田委員長　これにて提案理由の説明は終わりました。

○池田委員長　これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員　さつき長官のほうからいろいろ第二次復帰要綱に対して説明を受けましたが、まだ十分に理解のいかない点に対してお尋ねいたします。

す。

私立大学の取り扱いに対してでございますが、御承知のとおり沖繩の私立大学を復帰時にどうするかということが、五千二百名余りの私立大学生を持つところの――設立基準には達しないといえども、現実に五千二百名おるわけでございます。

大学基準、それはきびしいこともよく存じております。現実としてこの四つの大学、沖繩大学、国際大学、沖繩女子短期大学、キリスト教大学、これは短期大学でございます。この四つの大学を、長官のほうでおっしゃつたのは、四年制に對しての合併基準に整備するように、こういふようなことを承つておりますが、陳情もいろいろ聞いてみまして、また大学の先生方とも身分保障とかいろいろの問題で直接話しておるわけでござい

ますが、直ちに合併といふことにはなかなか困難がある。よつて、最低基準とするものは、一応基準が一〇〇％と見た場合に、何％まではみない規定をもつてできるか、このほうをお尋ねしたいわけでござい

ます。○山中総務大臣　これは何％といふことは実際はないわけですが、大学設置基準に合格したものが私立大学として認可を受けるわけでありまして、しかしながら、沖繩の場合は合併した後もなお足らないと思ひます。それでも沖繩の場合において

は、合併等の自主的な努力が沖繩の大学制度審議会の勧告に従つて行なわれ、良心的な行為をとつた後、なお基準に達しない場合でも、沖繩の場合は大学法によつて認められた学校としようとする措置をとるわけでありまして、両校それぞれ残つてみようとしても、それは結論から言へば不可能であり、困難である、迷惑を受けるのは学生たちであるといふことを申し上げたいと思ひので

す。○國場委員　わかりました。

それでは、この短期大学の四百名に三百名、女子短大とキリスト教大でございます。そのほうに對してはどういふような御処置をお考えでし

ようか。

○山中総務大臣　これは短大を含めて四つあるように聞かれますけれども、実は経営主体から言へばやはり二つです。したがつて、その母体の大学のほうの話が進めば、短大についても話は進むものと考へておりますが、短大については、同じように「短期大学を含む」と書いてござい

ますのはその意味でござい

ます。○國場委員　確認を得たいと思ひます。琉球大学も設置基準の一〇〇％、私立大学も一〇〇％でなくしては、それにはみない規定も経過措置といふのは考へられない、こ

ういふようなことでござい

ますか。

○山中総務大臣　違ひのです。琉球大学はもちろ

職場を失う、しかも条件の整った、海洋民族としての沖縄住民の祖先伝来からの漁業に對しての立地条件を勘案されて、特別な措置を講ずるおつもりがございすか、その点に對してお尋ねいたします。

○山中国務大臣 これは特別な措置を講じた表現でございまして、これについては、本土のほうのカット・マグロ業界なり、あるいはまた沖縄の漁業実情をよく知っておりまして鹿児島、宮崎とか高知とか、そういうところからは、沖縄に對して本土のほうのきびしい制限、すなわち新規の許可認可は原則として行なわない、それも新しく船を建造する場合には、スクラップ・アンド・ビルドしか認めない、そういうような措置で漁業資源の保護をはかつておるわけでありまして、原則として漁業権の転売等も禁止されております。しかし、沖縄においては、本土法令がそのまま適用されておられませんから、琉球政府の判断で一応琉球政府が公示いたしました隻数がございす。昨年の十月公示されました大型カツオ・マグロ漁業については、遠洋カツオ・マグロ漁業が八十一隻、トロー

ール、遠洋底びきが六隻という公示の隻数がありまして、これは本土側から見れば、沖縄県の復帰後の形態、漁業従事者の人口あるいは漁業の規模とその許可隻数の対比を考えた場合に、本土では考えられない非常に大きなウエートの実績をもつてそれを公認されたものとして返ってくるわけでございます。沖縄は、私が前々から申し上げておりますように、漁場の中に島があるという有利な条件でございすから、これを生かすために水産庁等の大幅な了解をいただいたわけでございます。しかし現地では、自分たちは琉球政府の公示した大型カツオ・マグロの八十一隻について不満なのだ、九十一隻というのを自分たちは要望しておるのだ、したがって九十一隻を認めろ、こういう要望のあることも承知いたしております。しかし八十一隻そのものも、まだ完全に船が八十一隻あるわけではないということ等を考えますと、やはり政府の権威ある公示隻数というものを認め

ていく、その後復帰して、沖縄漁業というものの未来が洋々たることはわかり切ったことでありますから、これが本土行政の中に入つて、そしてさらにこの八十一隻でもなおかつ沖縄では不足であるという実態があります場合は、当然沖縄に對して特別の配慮を示す時期がまたあらうかと考えておりますが、現在考えておりますものも、本土各漁業団体の反対を、言うならばあえて押し切つて認めようとするものでございす。

○國場委員 よくわかりました。カツオ・マグロにつきましては八十一隻に對して九十一隻の要求、長官のお考え方に對しまして、よく理解いたしました。

トロール船の六隻でございすが、いま琉球政府として、あと二隻の追加を農林省に申請しておるわけでございます。このトロール船は、御承知のとおり、いま沖縄県内とかあるいは日本の本土の近海でやっておるわけではなくして、ほとんどが海外に對しての基地を持ってやっておるのが実情でございす。これはもちろん海洋資源の保護ということも考えるわけではございすが、国際的にこのトロール船としての漁獲に對して制限があるのかどうかと申しますのは、沖縄の割り当てをもらつておる六隻のうち四隻が、ほとんど海外で、アフリカ、大西洋岸に對して操業しておるというのが現状でございす。としますと、あと二隻をもつて、しかもある会社においては、本土から一人指導者が来たばかりで、船長以下船員全部、沖縄の若い漁夫の養成、それからその操業に對しての失業者対策といへばそれにもなるでしょうが、しかも優秀な漁獲をもつて成績をあげておるわけでございます。そのトロールのあと二隻に對しての増配、これに對しまして長官はどうお考えでございすか、御見解を承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 トロール漁船は、基地に帰投する以外には、遠く海外の洋上において操業するのが大抵常識でありますから、実態はそのとおりであります。しかし現在、琉球政府の公示して

おりますのは六隻でありますから、その後さらに二隻要求してきたという話は、私は伺つておりません。

○國場委員 では、御要望を申し上げておきます。業者のほうで、トロール船を持つておる会社は二社ございす。片一方のほうは四隻、片一方のほうは二隻、現在六隻になっております。この四隻を受けておるほうは、さつき申し上げましたとおり、いまアフリカ、その南大西洋方面でやっておるわけでございますが、琉球政府水産課としましては、あと二隻どんなふうにしても追加していただきたい。その配船が、いま農林省のほうであと二隻というのは困難である、その困難視されておる理由としては、海洋資源という点で他の都道府県に對しての配船からすると復帰後の隻数としては多過ぎる、こういうようなことでございすが、長官もおっしゃるとおり、いわゆる海外に對しての漁獲でございすし、鯨みたいな国際条約のものでやっておるわけでもない。日本がふやさなくてもいづれかの国でまたふやすというところもありますので、それには限定地区をもちまして、日本本土からいよいよの競合するようなどころではやらないという条件のもとでもかまいませんので、あと二隻の配船を、いま申請をやつておることでございすので、そのほうに對してもよろしくお願い申し上げたいわけでございます。

次に、第三次要綱の中で、今度一番困難視されておるところの税制の問題でございす。御承知のとおり、パインの加工原料とする砂糖、あるいは菓子、パン、清涼飲料水、それらに對して使用する沖縄に對しての砂糖はほとんどノータックスというところになっておりまして、これに使用する砂糖を量的に見ました場合に、約一万八千トンくらいは必要があるわけでございます。その従業員、その企業、これが日本並みの租税を課した場合に、いま進駐軍に對しての製パンを供給しておるのとはほとんど沖縄の業者がやつておるわけでございます。その他の製菓、これが直ちに島内企業として維持できないようなことになつてますが、こ

の問題はなかなかむずかしい問題だというようにこともよくわかつてはおりますが、しかし企業に對しての死活の問題、従業員に對しての問題もございすので、それに對して第三次要綱の中で、總理府長官としましてはいかなるお考えをお持ちでございすか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 いまその点の考え方を表明するのはたいへん困難な状態にあるわけでありまして、しかし開税に限つて言えば、沖縄県内に定着したものであつて、沖縄県内の企業がどうしてもその原材料に對して必要とし、かつ県民に供給しなければならぬ原材料については、なるべく現在の沖縄の物品税という名の開税をそのまま特典を残したいと思ひます。あるいは製品等についても、学校給食あるいは離島の人たちの軽便食にまで普及してしまつておるランチョンミート等の製品についても、本土等への横流れ防止等のチェックができませんれば、何らか考えたいと思つておりますが、ただ例をあげられました中のパイン加工業、菓子のほうももちろんそうでありまして、砂糖を加工用原料として安く海外から輸入させろという要求について、ごもっともな点もございす。しかしながら、一方やはり沖縄のキビが国内甘味資源に對して大宗をなすわけですから、そのキビを保護するために、もちろん北海道のビートも入りますけれども、関税、消費税をそれぞれの操作によつて糖価安定法が成り立つております。したがつて、一般の人たちの砂糖も現在のまま安くしておけという要望もあるわけでありまして、ことに加工用原料についてパインアップルの販売価格が約二割、業界の試算によれば一〇%くらいになるといわれるわけでありまして、上昇要因になる、こういうことも無視はできないことではあります。しかし問題は、沖縄産のパインアップルというものを市場において、ほとんどが本土市場でございすから、その処理のしかた等についてくふうをこらしていけば、それは市場で吸収できるものであると私は一応思つておるわけではあります。現在でも一応そういう配慮をして沖

の問題はなかなかむずかしい問題だというようにこともよくわかつてはおりますが、しかし企業に對しての死活の問題、従業員に對しての問題もございすので、それに對して第三次要綱の中で、總理府長官としましてはいかなるお考えをお持ちでございすか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 いまその点の考え方を表明するのはたいへん困難な状態にあるわけでありまして、しかし開税に限つて言えば、沖縄県内に定着したものであつて、沖縄県内の企業がどうしてもその原材料に對して必要とし、かつ県民に供給しなければならぬ原材料については、なるべく現在の沖縄の物品税という名の開税をそのまま特典を残したいと思ひます。あるいは製品等についても、学校給食あるいは離島の人たちの軽便食にまで普及してしまつておるランチョンミート等の製品についても、本土等への横流れ防止等のチェックができませんれば、何らか考えたいと思つておりますが、ただ例をあげられました中のパイン加工業、菓子のほうももちろんそうでありまして、砂糖を加工用原料として安く海外から輸入させろという要求について、ごもっともな点もございす。しかしながら、一方やはり沖縄のキビが国内甘味資源に對して大宗をなすわけですから、そのキビを保護するために、もちろん北海道のビートも入りますけれども、関税、消費税をそれぞれの操作によつて糖価安定法が成り立つております。したがつて、一般の人たちの砂糖も現在のまま安くしておけという要望もあるわけでありまして、ことに加工用原料についてパインアップルの販売価格が約二割、業界の試算によれば一〇%くらいになるといわれるわけでありまして、上昇要因になる、こういうことも無視はできないことではあります。しかし問題は、沖縄産のパインアップルというものを市場において、ほとんどが本土市場でございすから、その処理のしかた等についてくふうをこらしていけば、それは市場で吸収できるものであると私は一応思つておるわけではあります。現在でも一応そういう配慮をして沖

の問題はなかなかむずかしい問題だというようにこともよくわかつてはおりますが、しかし企業に對しての死活の問題、従業員に對しての問題もございすので、それに對して第三次要綱の中で、總理府長官としましてはいかなるお考えをお持ちでございすか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 いまその点の考え方を表明するのはたいへん困難な状態にあるわけでありまして、しかし開税に限つて言えば、沖縄県内に定着したものであつて、沖縄県内の企業がどうしてもその原材料に對して必要とし、かつ県民に供給しなければならぬ原材料については、なるべく現在の沖縄の物品税という名の開税をそのまま特典を残したいと思ひます。あるいは製品等についても、学校給食あるいは離島の人たちの軽便食にまで普及してしまつておるランチョンミート等の製品についても、本土等への横流れ防止等のチェックができませんれば、何らか考えたいと思つておりますが、ただ例をあげられました中のパイン加工業、菓子のほうももちろんそうでありまして、砂糖を加工用原料として安く海外から輸入させろという要求について、ごもっともな点もございす。しかしながら、一方やはり沖縄のキビが国内甘味資源に對して大宗をなすわけですから、そのキビを保護するために、もちろん北海道のビートも入りますけれども、関税、消費税をそれぞれの操作によつて糖価安定法が成り立つております。したがつて、一般の人たちの砂糖も現在のまま安くしておけという要望もあるわけでありまして、ことに加工用原料についてパインアップルの販売価格が約二割、業界の試算によれば一〇%くらいになるといわれるわけでありまして、上昇要因になる、こういうことも無視はできないことではあります。しかし問題は、沖縄産のパインアップルというものを市場において、ほとんどが本土市場でございすから、その処理のしかた等についてくふうをこらしていけば、それは市場で吸収できるものであると私は一応思つておるわけではあります。現在でも一応そういう配慮をして沖

の問題はなかなかむずかしい問題だというようにこともよくわかつてはおりますが、しかし企業に對しての死活の問題、従業員に對しての問題もございすので、それに對して第三次要綱の中で、總理府長官としましてはいかなるお考えをお持ちでございすか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 いまその点の考え方を表明するのはたいへん困難な状態にあるわけでありまして、しかし開税に限つて言えば、沖縄県内に定着したものであつて、沖縄県内の企業がどうしてもその原材料に對して必要とし、かつ県民に供給しなければならぬ原材料については、なるべく現在の沖縄の物品税という名の開税をそのまま特典を残したいと思ひます。あるいは製品等についても、学校給食あるいは離島の人たちの軽便食にまで普及してしまつておるランチョンミート等の製品についても、本土等への横流れ防止等のチェックができませんれば、何らか考えたいと思つておりますが、ただ例をあげられました中のパイン加工業、菓子のほうももちろんそうでありまして、砂糖を加工用原料として安く海外から輸入させろという要求について、ごもっともな点もございす。しかしながら、一方やはり沖縄のキビが国内甘味資源に對して大宗をなすわけですから、そのキビを保護するために、もちろん北海道のビートも入りますけれども、関税、消費税をそれぞれの操作によつて糖価安定法が成り立つております。したがつて、一般の人たちの砂糖も現在のまま安くしておけという要望もあるわけでありまして、ことに加工用原料についてパインアップルの販売価格が約二割、業界の試算によれば一〇%くらいになるといわれるわけでありまして、上昇要因になる、こういうことも無視はできないことではあります。しかし問題は、沖縄産のパインアップルというものを市場において、ほとんどが本土市場でございすから、その処理のしかた等についてくふうをこらしていけば、それは市場で吸収できるものであると私は一応思つておるわけではあります。現在でも一応そういう配慮をして沖

の問題はなかなかむずかしい問題だというようにこともよくわかつてはおりますが、しかし企業に對しての死活の問題、従業員に對しての問題もございすので、それに對して第三次要綱の中で、總理府長官としましてはいかなるお考えをお持ちでございすか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 いまその点の考え方を表明するのはたいへん困難な状態にあるわけでありまして、しかし開税に限つて言えば、沖縄県内に定着したものであつて、沖縄県内の企業がどうしてもその原材料に對して必要とし、かつ県民に供給しなければならぬ原材料については、なるべく現在の沖縄の物品税という名の開税をそのまま特典を残したいと思ひます。あるいは製品等についても、学校給食あるいは離島の人たちの軽便食にまで普及してしまつておるランチョンミート等の製品についても、本土等への横流れ防止等のチェックができませんれば、何らか考えたいと思つておりますが、ただ例をあげられました中のパイン加工業、菓子のほうももちろんそうでありまして、砂糖を加工用原料として安く海外から輸入させろという要求について、ごもっともな点もございす。しかしながら、一方やはり沖縄のキビが国内甘味資源に對して大宗をなすわけですから、そのキビを保護するために、もちろん北海道のビートも入りますけれども、関税、消費税をそれぞれの操作によつて糖価安定法が成り立つております。したがつて、一般の人たちの砂糖も現在のまま安くしておけという要望もあるわけでありまして、ことに加工用原料についてパインアップルの販売価格が約二割、業界の試算によれば一〇%くらいになるといわれるわけでありまして、上昇要因になる、こういうことも無視はできないことではあります。しかし問題は、沖縄産のパインアップルというものを市場において、ほとんどが本土市場でございすから、その処理のしかた等についてくふうをこらしていけば、それは市場で吸収できるものであると私は一応思つておるわけではあります。現在でも一応そういう配慮をして沖

たとえば教職員の特別研修の場合には、「復帰後も一定期間」というふうな表現がございます。七の産業・経済の含みつ糖対策については、「当分の間」という表現がございます。さらにたとえば十の免許資格の海事代願人については、「一定の期日までに」というふうな表現がございます。さらに消防設備士については、「暫定期間経過後」という表現がございます。これらはそれぞれどの程度の日時、年月を予定していることなのか、これをひとつ御答弁ください。

はわかりました。

そこで、次にさっそく那覇空港の問題についてお尋ねをいたしたいと思いますが、那覇空港を民間空港としての整備に努力をされる。「所要の整備の促進を図る」ということが対策要綱の中に記載されてお尋ねをいたします。

那覇空港が完全に民間空港として、すなわち、全く完全に日本に返還をされるという場合、そういう場合を先ほど長官は御答弁になりましたけれども、

す。しかしこの問題は、共用共管という場合もあり得るというふうにお答えになったと私は理解いたしますが、そういういたしますと、共用共管ということとは若干4(a)、4(b)は違うような感じもするわけなんです。4(a)という場合はもう説明は要らないと思いまするけれども、合衆国軍隊が一時的に使用していない場合、こういうふうな場合は日本国政府が臨時にそのような施設及び区域を使用することができるとある云々である。那覇空港を民間空港として整備する場合に、私は4(a)の場合なんと

いか、このように考えておる次第でございます。

○中谷委員 要するに全部返せ、また全部返ってきたということと、それに質的には違わけれども、その次に来るのは4(b)であって、それから4(a)が来るのであるから、4(a)というのは外交交渉の中でもこれはほとんどもう落ちてしまっている、こういうふうに理解していいわけですね。

○吉野政府委員 大体そのとおり御理解していただいて差しつかえないと思います。

○中谷委員 そこで、総務長官にお尋ねいたします。総務長官は4(a)というものは、私も問題にならないと思っておりますが、4(b)というもののについても、結局これはとにかく沖縄県の発展のために、民間空港としての那覇空港のあり方から見て、4(b)というもののについても問題はあります。これは長官先ほど明確に御答弁になりましたけれども、そういう御趣旨でございますね。

○山中国務大臣 私は外交交渉について、この条項ならばいいでしょうとかいうことは申ししてはおりません。われわれは沖縄県民のためにこう希望しますというのを外務省以外の関係とは大体において了解しており、運輸省はもろく異存はないわけですから、それを前提にして外務省に交渉をしていただきたいと思います、こういうお願いをしておるということでもあります。

○中谷委員 局長のほうにお尋ねをいたしますけれども、4(b)についての可能性というものはまだ残っているわけですか。

○吉野政府委員 何ぶん先ほど申し上げましたように、まだ交渉の段階でございますから、確定的にいかなる形で落ちつくか、あるいはいまいかなる段階にあるかということは申し上げられませんが、

○中谷委員 那覇空港については4(a)が落ちてくることは当然、4(b)についてもおかしい。地位協定の中で4(b)というものは、これが認められた場合に那覇空港の機能が一体どうなるのかという点についてぜひ問題があります。野党としては、4(b)というものは非常におかしなものだということだけは申し上げておきたいと思っております。

そこで、長官にお尋ねしたいと思っておりますけれども、空港の問題について復帰要綱の中に出ておりますが、いわゆる那覇空港についてはどういうことをお考えでしょうか。

○山中国務大臣 私どもとしては、那覇空港も返してほしい、日本側に全面的に返してほしいという要望をしております。

○中谷委員 外務省にお尋ねをいたします。

那覇空港についての交渉はどういう要求をしておられますか。空港と同様なことでひとつお答えいただきたいと思います。

○吉野政府委員 われわれはいたしましては、那覇空港に限らず、できるならば、沖縄に住んでおる方々の民生安定ないしは経済発展に利益するものはできるだけ返してほしい、こういう態度で交渉しております。

○中谷委員 もちろん那覇空港は民生の安定、経済の発展の上で沖縄県民にとっては必須不可欠のもの、こういう認識を持っておられる。那覇空港は、当然返せというものの中に入っておる最大のものだ――最大かどうかといえは話はオーバーになりますから、やや答えにくくなりますので、返せということをおっしゃっておられるものの中に入っているのだというふうに理解してよろしいですね。

○吉野政府委員 さように理解していただいております。

○中谷委員 そこで那覇空港についても、おおむね那覇空港同様、その見通しについては返還のめどがついていてと理解してよろしいか。

○吉野政府委員 この点につきましてはまだ交渉中でございますが、まだ先方の態度は全然つかんでおりません。

○中谷委員 それでは同じようなごまかい質問、短い質問をしていきますけれども、特に那覇空港について返還の要求を外務省として強く主張しておられるということは、そういうふうにお伺いしてよろしいのですか。

○吉野政府委員 さように理解していただいております。

○中谷委員 国土地理院の方においでいただいておられますので、お尋ねをいたしたいと思います。測量士のみならず、測量法を審議いたしておりますが、測量法という法律によりますと、基本測量と公共測量、そして基本測量及び公共測量以外の測量というふうに測量が三つに分類されているようにございます。そこで、測量法十五条により

ますと、基本測量に關して、「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができ、それが第一項。そうして、その立ち入りについては、第二項で、あらかじめその占有者に通知をして立ち入ることになっております。それは測量法規定のとおりでございますけれども、この占有者の中には、軍用地、すなわち米軍を含むというふうに、測量法上当然理解してよろしいですね。

○山北説明員 お答え申し上げます。現在、地理院がお尋ねの基本測量を実施する場合におきましては、当該地域の防衛庁と連絡をとりまして、依頼をいたしまして測量を実施しております。それによろしくでございますか。

○中谷委員 いや、このことだけをお聞きしたいのです。占有者の中には米軍を含むと理解してよろしいのですか。

○山北説明員 占有地域をいたしましては、含んでおります。

○中谷委員 したがって、そういたしますと、外務省にお尋ねをいたしますけれども、測量法十五条と地位協定の三条とは一体どういふ関係になつてくるでしょうか。外務省にお答えをいたしたいと思います。

○井川政府委員 この問題、少し勉強いたしましたけれども、私、やはり実態的な国内手続をよく存じませんので何でございますが、地位協定上及び合意議事録を見ましたけれども、そのような場合に立ち入りに關する合意というものはできておりません。

○中谷委員 条約局長にお尋ねをいたしますが、その前に国土地理院にお尋ねいたします。立ち入りを拒んだ場合には、測量法によりますと、罰則の規定がございましたね。

○山北説明員 はい、ございます。

○中谷委員 そこで、外務省にお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、国土地理院の基本測量

というものは、測量法にいう「測量の正確さを確保する」、そういう測量法の目的に合う基本的な要請であらうかと思うわけですが、そうだといたしますと、午前中の質問に戻りますが、基地内に、すなわち十五条二項の「占有者」である、この場合は地位協定によつてこの区域の提供を受けたところの米軍が、立ち入りを原則的に拒むことはできないというふうに理解するのが一般的な理解ではないでしょうか、合意があるかないかは別として。

○井川政府委員 私、その国内法の知識を持っておりませんけれども、まず第一に、日米間に安保条約というものがございまして、安保条約に基づきまして米軍の駐留を認めているわけでございます。さらに、外国の軍隊に關する一般的な国際法の規則もございまして、そのような場合に、軍隊の特質に基づきまして、わが国が基地を提供し、そしてその中に日本の法律が適用されて、立ち入りをするといふふうなお話がございますけれども、また、その入るときに拒否するといふふうな場合がございまして、これは一般国際法上の本質的問題でございますけれども、外国軍隊自身に罰則がかかるというふうなことは絶対にございませ

○中谷委員 軍隊に罰則をかけるわけにはいかないでよろしい。この罰則は、自然人が罰則の対象になつてゐるわけですから、軍隊の構成員がかりに実施を妨げた場合は、処罰の対象になる場合が十分にあり得るでございませぬ。

○井川政府委員 国際法的に見まして、そのようなことはあり得ないと思ひます。

○中谷委員 国際法的にというのとはどういふ意味でしょうか。正当な理由がなくして基本測量の実施を妨げた者は処罰されますと書いてある。その点について、かりにそうすると、一つの想定としては、基地の中に入つてくれないといった場合に、構成員Aがそれを妨げたといふような場合は、これはもう当然処罰の対象になりますね。だから、国際法上罰則六十三条が適用されないん

れの運用に当たっているわけですが、小笠原等の暫定措置法についての所管庁は総理府でございます。そこで、軍用地等についてはそれを引き続き使用するということに、私の予想するところを若干

いふふちなかつことに、われわれは好ましくないと思うけれども、そういうかっこうになるだろう。それでございますね。そうして、その後土地の特別措置法がかぶつてきて、拒否する人には特別収用という問題が出てくるだろう。引き続き使用するとしても範囲、面積、位置等が確定しなければならぬ。裁判等になれば当然そうだということになつてまいりますと、国土地理院の諸君が基本の測量について、測量をするということは、これは経済の発展、民生の安定の上からも当然の要請だと思ふのです。土地の引き続き使用につい

て具体的な個々の人の権利を守るといふ問題がある。こういふふうな場合に、軍用地の中に入つて、そうしてその地主の範圍、面積が確定できない、測量できない状態というふうなものは好ましくないと思う。この点について長官はどういふうにお考えになりますか。

○山中国務大臣　これは日米安保協議会の議題そのものでありますから、外務大臣、防衛庁長官の答弁を待ちたいと思います。

○中谷委員　長官にお尋ねしておきますけれども、少なくとも常識的に考えまして、自分の土地がどこにあるのか、どこに何坪かということにつ

いて疑義があれば、それを確定したいというのは所有権者の持っている基本的な要求でしょうね。私はそういうふうに思います。それについて、返還をされても、なおそういうことについての自分の基本的な要求が満たされないなんということは、これは私にはだおかしいと思う。そういう

ようなことで、区域の提供以前にそれならば測量すべきだという、そういう議論だつて当然出てまいります。この点についてひとつ所見を伺いたい。

旧説谷飛行場等を一部返還をいたしましたね。ところが、返還を受けて自由にしろといわれても、それすら土地の面積、所有権の確定ができないで、非常に困難をしておるということ等が現実にあります。返されたものさへもそうですから、この問題は非常に困難な問題であらうという所感を持ちます。

○中谷委員 返されたものについてそれができないというのは、能力の問題とそれから結局複雑さの問題。しかし幾ら複雑であっても、その点についての測量士あるいは土地家屋調査士が少ないというところによってそれがなかなかできないので、それらの専門家集団の能力の問題というものがあつたとしても、そもそもそれをとにかく確定しようというものを、提供した区域という名によってそれを拒むということは、私は許されていいことじゃないと思います。そんなことがあつて、それはだから説谷が返ってきたけれどもはつきりしないということ、現に使用されておるところの区域について一歩も地主が入ることができないというふうなことは、私ははなはだおかしいと思う。これは尾を引く問題ですから、私は予算委員会でもこの問題を取つかえ引つかえやつておるから、きょうはこの問題はこの程度にしておきたいと思いますが、私は、提供された区域という名によって地主の権利が一方的に制限をされる、あるいはまた土地が収奪をされるというふうなことがあつた場合には、はなはだおもしろくない事態が生ずるということだけは申し上げておきたいと思ひます。

そこで、次に復帰対策要綱のほうに戻りたいと思ひますが、「十一 在沖外国人の在留資格」の問題でありますけれども、この問題についてお尋ねをいたしますが、この「復帰後一定の期日」、ここに書かれてある「一定の期日」というのは、もし管理令がそのまゝ返還時において改正されずに存在するといふ前提において理解をいたしますと、例の二十二条の二ということと理解してよろしいでしょうか。

○棚町説明員 この「一定の期日」につきましては、どの程度の猶余期間を置くべきかにつきましては、まだ法務省におきましても意見が固まっていないうでございまして、若干の猶予期間を考えなければいけないのではないかとされているようであります。

○中谷委員 令に書いてある三十日、六十日というのとは必ずしも一致しないというふうに理解しておいていいわけですね。

○棚町説明員 そのとおりであります。

○中谷委員 そこで、この外国人の中には、地位協定の場合は九条でございまして、地位協定の九条の合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は返還時にそのだつた場合にはこの外国人から除かれる。それ以外の外国人すなわちたとえば民政府の職員などというふうなものは、先ほどもお話がありましたけれども、返還時にはもう民政府というものはないんだから、そういう人たちにについては当然出入国管理令の適用を受けると理解してよろしいのですか。

○棚町説明員 そのとおりであります。

○中谷委員 そうすると十一の在沖外国人の在留資格については、「出入国管理令に基づく在留資格を付与する」ということは、出入国管理令を全面的に適用するというふうな理解をされているのでしょうか。それとも何か、在沖外国人に對しては出入国管理令の改正、特例等を予想しての十一の規定なんですか。

○棚町説明員 原則といたしまして、出入国管理令に基づく在留資格を付与しようとするものであります。すなわち運用面で原則として解決をしようとするものであります。

○中谷委員 出入国管理令が出入国管理法になるなどということは、私たちはその点についてはすでにもう立場を明確にしておりますが、出入国管理法の場合は、永住権については、永住資格については五年ということになっておりますが、そういう場合かりに返還時に出入国管理令にそういう規定が入れられたという場合には、それがそのま

ま適用されるということになるのでしょうか。

○棚町説明員 要綱で申しますと、イの本文に当たる場合、すなわち一般の外国人の在留資格の付与につきまして、沖縄で永住許可を受けている者に出入国管理法に基づく永住許可を与える必要が生ずることも考えられますので、この場合五年未満の者のあることも考えられます。したがって、イの本文のほうにつきましては、暫定措置法等によりまして、在留五年の要件をはずす立法措置が必要あるかどうか、この点につきましてはまだ目下検討中で、方針はきまっております。ただし、このなお書きであります、なお書きは終戦前より引き続き沖縄に在留する台湾人、朝鮮人等につきまして特段の事情がない限り永住許可ができるようにするものとするわけでありまして、カッコ書きにありますが「(復帰の日までに出生したこれらの者の子を含む。)」とされておりますので、五歳未満の子供のことを考えます場合に、このなお書きにつきましては入管法の在留五年の要件につきましては暫定措置法等で特例を設ける必要があると考えております。

○中谷委員 では長官にこの点について一点だけお尋ねをしておきますけれども、そうすると、これは当然のことでありまして、在留資格の付与についての対策であつて、永住許可、永住権を与えるというふうなことは在留資格の内訳の話であつて、とにかく在沖の外国人に對して永住権を与えるというふうなことはどこにも書いてないわけですね。この点については私もそういうふうに正確に理解をしておりますけれども、問題は、永住権の与え方が管理令所定の、現に本土で行なわれている運用と異なつた運用の中で在留資格や、特に永住権が与えられるというふうなこの在沖外国人の在留資格のアイは読んではないのでしょうか。そうだとすると、私は、はなはだ問題を残すと思ひますが、いかがでしょうか。

○棚町説明員 ただいまの点につきましては、法の運用の許される限度で「好意的に配慮するものとする」とあるいは「特段の事情がない限り、永住を許可できるようにするものとする」とありまして、法律的に特別に永住許可その他を与えようとするものではないと御理解いただきたいと思ひます。

○中谷委員 長官にお尋ねいたします。最後の質問です。

沖縄復帰対策要綱に對する要請書というものがすでに三月に出されているわけでありまして、先ほど測量の問題について一点だけお尋ねをいたしましたけれども、軍用地関係の問題、すなわち地籍の整備であるとか、軍用地の契約の問題であるとか、所有者不明土地とか、非細分土地だとか、土地裁判所訴訟案の処理とか、こういうふうな問題、さらに復元補償、滅失地の補償、通損補償その他等々については第三次要綱の中で処理されることになるのでしょうか。それともこれらの問題は、その前提として返還交渉の中でまかなつていくということになるのでしょうか。返還交渉、協定の中だけでまかない切れない問題がたくさんあるように思ひますが、この点いかがでしょうか。

○山田中国務大臣 まず返還交渉で米側に對して請求をさせるべきもの、すべきもの、また米側が補償すべきもの等は外務省から要望してもらつて、交渉してもらつております。それが原則的な請求権放棄等の範疇外のものと内のものとあります。最終的に外交折衝が終わつたという段階において、今度は私のほうで、国内的にどのようなことにそれを措置補完すべきかという問題について取り組んでまいらなければならぬと考えます。

○中谷委員 外務省は実態の調査につとめておられるということで、十項目程度の分類を当委員会において示されたことがございました。あるいは予算委員会においても請求権の内容について分類をされました。その後、実態の調査につとめられるといふことでありますけれども、現在、請求権の前提となる損害額、請求額あるいはそれらの名称別の実態調査はどの程度進んでおりますか。これらの問題について外務省としてはどのような方

法で実態の調査につとめておられるのですか、お答えをいただきたい。

○井川政府委員 大臣が申し上げました十項目と申しますのは、琉球政府、地主連合会の方より寄せられました要望書をまとめたものでございまして、その後、実態調査も、各方面に依頼いたしまして、着々進行しておる部分もございまして、数字的に完全には非常につかみにくいというふうなものはございまして、一方、これらにつきましても、そういうふうな状態におきまして、そろそろ交渉段階に入っておるわけでもございまして、したがって、それを、どういうふうな成り行きであるかというところを現在のところまだ申し上げる段階に達しておりません。

○中谷委員 申し上げる段階というものは、交渉の内容を話をしてくれと言っているわけではないのです。どのような資料が集まりましたか、こう聞いているわけですか。それについての集まった部分について御答弁をください。請求十項目の分類はすでに何べんもお聞きしましたから、それについての件数と請求金額のわかつている分についてお答えください。それで質問を終わります。

○井川政府委員 先ほど申し上げましたように、あの十項目も、琉球政府をはじめとしたしまして、立法院及び地主連合会というふうに、各種の方面から寄せられておるものでございまして、したがって、その中にもちろん権威ある数もあると思ひますけれども、実態をほんとうにもう一べん把握し直さなければならぬというふうな数字もございまして、また全然数字が入っていない項目もございまして、いままでさらに聞き直して数字が出てこないものもございまして、したがって、現在ではっきりした数字というものをいまだつかんでおりませんし、またここで私がある種の数字を申し上げることは、いろいろ差しつかえがあるのではないかと思いますので、お許しを願いたいと思ひます。

○中谷委員 地主連合会、それから琉政、それらのかく分類に基づくところの損害金額等につ

いてはわれわれも承知しているわけですね。それについてどうするかと外務省はまだ心証を得ていない、それについて大体この程度のことだろうというふうなことで発表できる状態にない、そんな状態で請求権交渉をやっておられるということになるわけですか。はなはだ遺憾だといわざるを得ない。何かここで大体どういうふうな数字だと思ひ、相手に対してそれをどういうふうな請求するかどうかという問題は別個の問題として、外務省としてこの程度の金額を把握しましたということをごさういふことがどういふ差しかか出るのですか。

○井川政府委員 大蔵省を引き合いに出して恐縮でございしますが、たとえ国有地の問題につきましてもなかなか把握できない。ましていわんやこの請求権の問題は非常に微妙な問題でございまして、また非常に把握できませんし、また交渉段階にあるときに、こういふことの数字を申し上げていかうかというところについて、ちゅうちょするわけでもございまして、ただ、どうしても、たとえば地主連合会が私どものほうに提出いたしております数字を言えとおっしゃるならば、申します。

○中谷委員 そうすると局長、こういふことになるのですか。返還協定の調印の日まで結局請求金額については不明のままではいかうか、しかしこのようない項目については、その後確定されたものについては払うというふうな協定のしかたもあり得るということですか。

○井川政府委員 これは申し上げていけませんけれども、まだそこまで話が詰まっていらないわけでもございまして、したがって、もしアメリカ側がどうしてこういふふうな払うというふうなことを協定に書くか、あるいはその前に自分の措置で取るといふこともあり得るわけでもございまして、自分の措置といたしまして、たとえば地主さんに払うというふうなこともあり得るわけでもございまして、したがって、何もこれはすぐ請求権というものが直ちに直接協定にどうしてこうしてというふうにはならない問題となることもあり得るわけでもございまして。

うにはならない問題となることもあり得るわけでもございまして。

○中谷委員 どの程度御調査になって、どの程度取り組んでおられるのか、はなはだどうも疑問であるし、請求権については放棄するのじゃないかなどというはなはだ不穏当な情報もある。きわめてそういうことは許容できないことです。そこで、軍事裁判無罪判決について、金城トヨ子さんの問題について、外務大臣は、この外国補償法についての適用を最大限に生かして損害賠償については努力をする、そういう趣旨の答弁を外務委員会でされました。補償金の問題についていふん局長はいろいろなことを知っているのだけれども公にすることはできないと言われている。金城トヨ子さんについてはどんな補償が米軍から出されたか、外務省知っていますか。

○吉野政府委員 お答えいたします。これについては、まだ補償要求が本人から出ていないのでございまして。

○中谷委員 本人は死んじゃったのですよ。

○吉野政府委員 本人ないしはその遺族、正当な承継人……。

○中谷委員 遺族は一体だれとだれか御存じですか。

○吉野政府委員 残念ながら私は、この問題、まだ自分自身で取り扱っておりませんものですが、承知しておりません。さうさく調べることにいたします。

○中谷委員 質問を終わりたいと思ひますけれども、外務大臣御自身が、この問題については、戸

委員の質問に答えて、全力をあげて補償の問題については解決に努力をするというふうなことをいって、この人の遺族は一体だれか。沖縄の弁護士金城君はこの問題については非常に努力しておられますが、そういうふうな問題について外務省が御答へになるくらい知識は持ち合わせておいて当委員会に御出席ください。請求権の問題等についても、地主連合会がどうか、請求権の内容容についてはこの委員会で言うことはちよつと差しつかえ

しつかえのさういふふうなことで、実態を何も御存じないように私は思ふ。それは外交交渉だ、外交の専権だということ、そういうことについて明確な御答弁がない。念のために金城さんのことを聞いたら何も御存じない。交渉経過についても御存じないというふうなことは、はなはだ遺憾であります。

以上をもつて質問を終わります。

○池田委員長 桑名義治君。

○桑名委員 午前中にVOAの件につきましてお尋ねをしたわけでもございまして、一応その中の経過は、郵政省といたしましては電波法の第五条におきましてこれは拒否をする、大体こういう態度のようでもございまして。しかしながら外務省の御答弁の中では、この問題についてはまだ検討事項であるので、明快なお答へはなかつたわけでもございまして。

そこで私は、このVOAの問題につきましましては、国内法にも適合しない、あるいはまた、現在日本を取り巻く各国がどのように評価しているが、この点に着目してみますと、中国並びに北朝鮮は、これは謀略放送である、こういふような認識をしているわけでもございまして。そういういろいろな立場から考えましたときに、これを暫定的にも存続させるということは、これは適当でない、このように考えるわけでもございまして。山中大臣はどのように認識をされ、そしてまたこのVOAに対してはどのような態度をとられておるか、この点をお答え願ひたいと思ひます。

○山田中国務大臣 ソ連や中国は、日本に対し、そういう意味の謀略等は、こちらから言つては失礼かもしれませんが、相当なごきつい放送をいたしておられますが、日本は何らそれに対して反発するような電波を出しておりません。そういう意味において、沖縄が日本本土に返つてまいっているわけでありまして、本土並みという意味においてVOAは日本の本土として好ましくないものとして、私は撤去してもらいたいということを外務省にお願ひをしております。

○桑名委員 山中大臣の御答弁によりますと、外務省筋には強力に撤去の要請をしているというお話でございますが、現在煮詰まった段階で言える範囲内というのか、限定があるとは思いますが、煮詰まった段階でどのような方向で進んでおるか、その点について御答弁を願いたいと思います。

○山中国務大臣 煮詰まった段階と言われると、外務大臣から答弁してもらわないといけないと思いますが、アメリカも、新聞等で伝えられているように、そう強硬に、絶対にこれらは残すのだというようなことを言っているとは私は残すのがない節を感じております。ということは、これは軍の施設ではございませんで、国務省でございませう。したがって、軍のその他のいわゆる問題になつていような特殊な部隊というものと性格を異にした施設であるということでありませうから、やはり国務省の施設として、日本の電波法というものはそれを認めないのだというところはアメリカ側もわかつてきたようでありませうから、そうかたくなな問題として固執してないようであるという感触を持っております。

○桑名委員 では次の問題に移りたいと思います。次の問題は沖縄の毒ガス輸送の問題でございませう。

第一次の毒ガス移送のときに、地域住民が危険を感じまして、退避をしたわけでございませうが、そのときに雑費の負担が地元住民にかかっております。それと同時に、商店を営んでおられる人々に対しましては損害が起つておるわけでございませうが、この損害要求が琉球政府のほうに強く要請されておる、こういうふうな報道されておるわけでございませうが、この点についての米軍との交渉関係、これはどういふふうになっておるか。その点についてお伺いしたいと思います。

○山中国務大臣 琉球政府は、米側に対して現地で高等弁務官にあつて、自分たちの第一次撤去の際に要した、ただいま言われたような直接間接の費用について支弁してもらいたいということを要

求しておるようでございまして、アメリカ側はそれに対して、自分たちは、何らその地域を撤去しないし、安全であると言つたのであるから、そのことについて補償する立場にないということを明確に言つておるようでありませう。あとすみやかに撤去が望まれる第二次の問題について、ルートの問題は別の問題としてありますので、これについても米側はやはり同じような立場をとつておるやうに聞いておりますが、蓋然性の問題としてもいふような表現ですけれども、万々が一という意味でしよう、事故が起つたというやうな場合においては、補償の責任にも任ずるし、そういう場合における避難その他の援助について、アメリカ側がまず自分たちが当たるというやうなことにについては言つておるようでありませう。いまの琉球政府の一次分に対する要請の姿勢は、一次と、さらに予想される二次についても、米側は、安全であるから避難する必要があるのだ、したがって、そのないことをやるのであるから補償する必要があるのだという態度であるように一応私も思つては受け取つております。

○桑名委員 そこで、第二次の撤去のいわゆる計画が決定したようにも言われておりますが、このことを実施するためには新しい道路をつくらなければならぬということ、この道路の予算をどうするかということがまた問題になつておるわけでございませうが、この問題について大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○山中国務大臣 道路をつくりまして、かりにそこを搬出ルートとして使えないということになりまして、全く何にもならないことになりませうので、やはり道路建設に着手いたします場合は、その道路ならば、地域住民、関係市町村を含めて、やむを得ないことである、真にやむを得ないことである、早く沖縄から物騒なものを全部撤去してほしいという最大公約数の希望のために自分たちの立場においてがまんしようという合意が地元において成立をしている、そしてそれが立法院

の軍事問題特別委員会では一応第二次A案というものをきめたようでありませうけれども、琉球政府としても、主席が先頭に立つて、関係部落と話し合いをしてもらえるようでありませう。かりにこの合意が成立いたしますと、私も思つては、今日まで明らかにしておきます態度は、日本政府も、米側のジョンストン島の受け入れ施設等に対する相当多額の支出についての特別な努力があつたことは認める、そしてアメリカ側の現在の財政上の緊縮の態度というものは承知しておるから、二分の一はわれわれのほうで持つてもよろしいという申し出を現地で私がランパート高等弁務官との会見の際に示唆し、歸つて総理以下関係閣僚の了承をとつておる範囲でございませう。しかし、はたして二分の一を本土側が持つ場合、逆に言つて、米側は、では残りの二分の一は私たちが持つて新しい道路をつくらなければならぬのかという問題もありませうから、私も思つては、そのときはそのときとして、要するに一番の目標であるすみやかに沖縄から撤去させるために本土政府が全力を払うということ、財源措置について同じ姿勢をとつていきたいと思つてます。しかし、一義的には、琉球政府の主張されておる通り、かつてに持ち込んだものであるから、撤去に要する経費についても米側が負担すべきであるという主張については、理論的に正しいものと思つてます。

○桑名委員 そのようになりますと、一部巷間伝えるところによりますと、沖縄の調整費の中からその金が支出されるやうなうわさがあるわけでありませうが、せっかく沖縄復帰対策のためのこういつた予算が組まれたのに、その調整費の中から支出するということはどうも妥当ではない、このように考えるわけでございませうが、この点についての見解を承つておきたいと思つてます。

○山中国務大臣 これは財源をどこから出すかの問題は、あまり関係はないのですが、調整費といわれますと、三月三十一日までの会計年度の分は、もう残りがありません、執行不用になつて

しまつてわけです。ですから、そつちは絶対使つないということも、感觸としては別な一般会計の予備費で出せということではしょうけれども、これは財源がいずれにあるかを問はず、調整費は沖縄のためにのみ使われるべきである、それがこのやうな外交上の問題としても考えられる範囲の問題に使われることは好ましくないという御意見はよくわかりますが、財源をどこから持つていくかについては、これはおまかせ願えればよろしいのじゃないかと考えます。

○桑名委員 時間がございませんで、スピードを出してやりたいと思つてますが、沖縄復帰対策要綱の中で市町村分でございませう。「沖縄における市町村の実情にかんがみ、云々とあつて、最後に「従前の特例の趣旨を尊重して所要の措置を講ずるものとする。」という条項があるわけではございませうが、この「所要の措置」というものはどういふ処置なのか。たとえば日本の市町村合併のときの処置をそのまま適用するのか、あるいはそれ以前の問題として特別に取り扱ふのか、その点明らかになる分が明快にしたいと思つてます。

○山中国務大臣 本土の市町村合併促進法の恩典に加ふるに、沖縄においてはさらに琉球政府が一般の補助金を出すことができる仕組みがあります。この点は、本土の市町村合併促進法が大体において有利なのですけれども、補助金を出す制度はあります。国民健康保険の実行単位等を考えてみますと、沖縄においては市町村合併は、これからやはり援助し促進しなければならぬ新しい時期だと思つてます。沖縄側で最近においては名護市の誕生のときにとられました措置等について、実際は金額がはたして支出されたかどうかは、ちよつと追跡してみても疑問に思ふ点があるところだと思つております。そのやうなところは残さうということ、したがって、本土に帰りますして、沖縄が市町村を合併いたしますときに、市町村合併促

進法プラス沖縄においてのみとられている制度のいい点を残していくこととさせていただきます。

○桑名委員 主に移りたいと思いますが、本日に出された免許試験の問題でございます。これはまず通産省にお伺いしたいのですが、沖縄でいわゆる通産省に従事する人員の数はどのくらいなのか、お答えを願いたいと思います。

○藤原説明員 お答えいたします。通産省と仰せられますと、実ははっきりいたしません。……

○桑名委員 通産省は、私どもの所管ではございません。大蔵省の所管でございます。

○桑名委員 法律が出ておるから、大蔵省、来ておるでしょう、関係の方は。

○平井説明員 お答え申し上げます。現在、内地の通関業者に当たります者が税関貨物取扱人という資格になっておりますが、この業者数は三十二でございまして、これに従事しております職員数は三百十二名でございます。

○桑名委員 そこで、本土に復帰した場合は、本土との交易関係が、これは当然その分だけ業務が減る、こういうふうに一応考えられるわけですが、おたくのほうで推定して、どの程度の減があるか。いわゆる現在の貿易の金額ですね、あるいは件数はどの程度の減があるのか、その点について伺っておきたい。

○平井説明員 お答え申し上げます。大ざっぱに言いますと、輸出入ともに大体件数にして二割ぐらゐが対外貿易として残るであろう、本土との関係は大体八割前後であるというふうに考えていただいております。

○桑名委員 そこで、今回の法律の中で、「大蔵省令で定める講習」というふうにあるわけでございますが、どういふ講習をするのですか。どの程度の期間あるいはどの程度の内容ののですか。

○平井説明員 御承知のように、現在では、沖縄におきましては、輸入物品に対して物品税、砂糖消費税、酒類消費税等がかけられておりますが、これに對しまして、本土側におきましては、関税

定率法とかあるいは外国為替及び外国貿易管理法の關係の仕事もございまして、そのほか通関業法等の所要の法律もございまして、さらに基本的には関税法等の知識についてもあらためて研究をしていただく必要があると思ひまして、これらのものを含めまして、七項目につきまして、那覇において約二十五日間の研修をいたしたいと考えております次第でございます。

○桑名委員 そこで、日本の五大港につきましては、通関業を営む場合には通関士が必ずいなければならないという規定があるわけでございますが、それ以外の場所、たとえば通関業を沖縄の方が営む場合、これはやはり日本の法律と全く同一に認可をするのかどうか、この点について伺っておきたいと思ひます。

○平井説明員 本土におきまして五大港とその他について差をつけておりますのは、通関業を営みます際に、五大港におきましては、必ず通関業務につきまして通関士を設置しなければならぬという点でございますが、その他の点につきましては、五大港地区であらうとその他の地区であらうと同一でございます。通関業を営むには、その地区を所管する税関長の認可を要するという点になつておるわけでございます。

○桑名委員 五大港の場合に、通関業を営む場合には通関士がいなければならぬ。ところが、それ以外の場合には、通関業を営む場合にも、それに順応できるだけの能力あるいはそれに適応するだけの業務があれば認可をする、こういうふうになつておるはずでございますが、そこで、五大港以外の場所、現在沖縄で通関業を営んでいらっしゃる方が、かりにこういう講習を受けなくて落ちた、何かの事故で通関士の講習を受けなかった、しかしながら、現在、業務としては沖縄ですでにやられておる、そういう方が、本土で五大港以外のところで通関業を営みたいという申請があった場合に、これを認可するかということなん

です。

○平井説明員 先ほど御説明申し上げました税関

長の許可にあたりましては、通関業法第五条の規定による条件がございまして、経営の基礎が確実であること、業務の適正な遂行能力と十分な社会的信用があること、当該通関業の開始が、その地域において必要かつ適当なものであること、というふうなことを条件にいたしております。したがうことを税関長が判断いたしまして許可するわけでございますが、沖縄の復帰に際しまして、これらの方々が五大港以外において申請を出しになる場合は、できるだけ好意的に処理するようにいたしたいと考えている次第でございます。

○桑名委員 時間が来ましたから、以上で終わります。

○池田委員長 安里積千代君。

○安里委員 先ほど中谷議員の御質問のときに、復帰後におきます一定期間という問題について質問がございましたが、第一次復帰要綱の中の「国費沖縄学生制度」の中におきましても、「復帰後一定期間」ということばがございまして、その一定期間はやはり同様にしておるわけでありませうか。

○山中国務大臣 これは復帰のときまでに国費留学の待遇を受けた者については、その残存期間について国費のめんどうをすつと見ていく、卒業するまでですね。それから、それ以外の新しい復帰後の者は、失礼しました。「復帰後も一定期間」となっております。この一定期間は、おおむねこれもやはり五年間くらいでございますが、かりにこの期間が切れても、この制度によって入学をしておる者は卒業までめんどうを見るということでありませう。

○安里委員 同じく第一次の要綱の中に、食糧制度もやはり一定期間という同じようなことが使われておりますけれども、この場合の一定期間は、どのくらいを見られておられるのでありますか。

○山中国務大臣 大体一定期間というのは五年とお考えくださると思ひますが、しかし、本土食糧法もあらしの中に立つておまして、五年

の間にどのようになりますか、これはほとんど見通しはいたるところ確定しかねる状態でございます。でありますから、五年間の、一定期間の食糧法の特例を設けておきますと、おおむねその時点における、かりに全く変化がなければ、これは主食でございまして、そのまま存続しなければならぬ状態になる典型的な一つの例かと思ひますけれども、本土食糧法の推移等にかんがみ、五年のうちに沖縄のほうにそう不利にならない本土の食糧体制というのでもできるのではないかと考えておりますが、いまのところ、農林大臣も、食糧法が二年後になるか五年後になるかの見通しはつきかねておるのではないかとと思ひますが、要するに五年間はいまのままでございますというところでございます。

○安里委員 そこで、先ほどの国費生の問題でありますけれども、いまのお話で、復帰後も一定期間、五カ年間——五カ年間というのは国費の制度を維持するといふ趣旨じゃなくして、その制度にかわつた奨学制度を五年間維持するという意味ですか、その点何だか明瞭でないようであります。国費制度をそのまま五年間維持するといふのか、国費制度を変えた形において一定期間やろう、というふうなことでしょうか。

○山中国務大臣 これはいま検討中でございます。琉球育英会の御意見としては、たとえば十億の資金をつつた、自分たちは、それを元金にして、償還その他の金を加えながら、大体いまの規模の学生を系統的に実質の待遇をいまと変わらないようにして本土の大学に送り出せるというふうな言い方をしております。これも、財政上の話し合いがつけば、一つの案かとも思ひますし、他方また、沖縄の高校生にとって一番の大きな条件は、特別な選考によつて入学が許されるという制度でございますから、これが一番もたてでございますので、この制度もやはり五年間は残しておきたいというところに入ります。あとの資金の貸し方等につきましては、普通の貸与方式の特例をもつてすれば、全額見るかわりに、卒業して沖縄に

帰って、そして沖縄県の発展のために何年か尽くした者は償還を免除する、しかし、本土に居ついてしまつて、知らぬ顔をして郷土の発展に貢献しない者は償還を命ずるというような制度も考えておりますが、いまのところ、まだ最終的な結論を得ていない次第でございます。

○安里委員 この中に前の国費制度、これに準じた奨学措置」ということがありますが、復帰後は国費制度をそのまま維持するといふのではなくして、それに準じた奨学措置をとられるというように制度を変えながら、しかしながら沖縄の教育の実態をごらんになって奨学措置を他の変わった形において考えておられるというのであるか、こういうふうに思つたわけでありまして、そしていまの形の変わったものとして、一定の奨学資金を基金として沖縄が出資することによつて、もうこれを将来の奨学資金に充てようといふところの要求、要請もあるようでありまして、いまのお話からは、そういうことも考慮の上において復帰後における沖縄の教育の問題を考えていらつしやる、このように理解してよろしゅうございませうか。

○山中国務大臣 おおむねそのとおりでございます。さらに、先ほどの第二次要綱で「なお、日本育英会は、別途沖縄県に同会の支部を設置し、日本育英会法に定める業務を行なうものとする。」これは今度は、沖縄県民であつて沖縄大学に入る者について、本土の貸与制度、高校にもございまして、そういうものを対象にするためにこれをやるわけでございますから、沖縄県内についても、今後本土側のそういう援助が及んでいくということでございます。

○安里委員 先ほど國場委員からも触れておられたわけでありまして、私学の問題でございます。正直に言つて、この第二次の要綱の中におきまして、私学の問題だけはとつてもいいじゃないかと思ひますけれども、たいへん冷たい感じを受けるわけです。沖縄の教育が、もちろん地域的に分離されておつたという関係もあります。

から、教授陣の整備といふことも隘路があつたてございまして、またいろいろな中から生まれてきたこととございまして、その間に本土の基準に合わないものも生じたといふこともやむを得なかつたものと思ひますが、これらの問題を通じまして、復帰までの間に合併をしろ、合併をして基準に合うようにせよ、あるいはまた合併しないものがありまして、復帰までの間に基準に合致すれば認めよう、それまでにあれしなれば在学だけでも認めようといふこととございまして、この点たいへん冷たい感じを受けます。

ともに、私は、現実にはこれは沖縄の企業合同あるいは企業の維持などとは違ひまして、たくさんの子供たちの教育に関する、学生の教育に関する重大なる問題であります、これでいいかどうかといふことに非常に疑問を持つわけでありまして、問題は、合併にしろ、それから本土の大学の基準に合うように整備しろと、こう申しまして、本土におきましては私学奨励の面でもずいぶんと政府の援助もあつたのでございまして、沖縄においてはそれと少なかつた。本土の予算の中に幾らか入つておりますけれども、復帰までの間にいまの基準に合うように整備していくといふことに對する財政的な援助とかあるいは何らかの方法をして、そうして若干期間この基準に合うものに整備していく配慮もすべきではないか、このように感じます。このままでは、これは次の機会からの入学問題にもたいへん影響してくるのじゃないか、こう思ふのであります、この点に對しましてもう一度少し考えていただけないでしょうか、こう思ふわけですが、いかがでせうか。

○山中国務大臣 今回の第二次要綱は、完全に琉球立法院と合意したものでございまして、合意しないものは三次に落としたわけです。ですから、冷たいとおっしゃるならば、それは琉球政府大学・私立大学委員会というものがきめました方針、そしてそれを面大学に勧告しておる。その勧告に對して一大学は反対し、一大学は受諾をした。そのまゝになつておるといふことで、琉球政

府側とも私どもは、やはり沖縄の私立大学は一校になるべきである、大浜武案その他等もいろいろ中にはあるわけですが、そういうことを根拠にして、そういうことが理想であるといふことで進んでおるわけでございますから、私どもが琉球側の意向を無視してやつたわけではございせん。ただし、先ほどもお答えしましたとおり、大学の経営者としては意見があると思ふのです。しかしながら、沖縄の私立大学に学ぶ学生たちのためにどうしなければならぬかといふ、経営者としてのそればんと脱却した琉球政府の大学・私立大学委員会の勧告と申しますか、要請といふものを受け入れる努力といふものをしてほしいといふことを申し上げておるわけでございます。

○安里委員 次の問題に移りますが、私は、いま一番復帰して心配になりますことは、いま復帰要綱の中において、沖縄の産業はどうするかといふ問題も確かにいろいろな考慮が払われております。それ以上に気になりますことは、復帰して一体沖縄の物価がどうなるかといふことが私は一番気になる問題であります。これは先ほどの食糧制度の問題等もありまして、もちろん米一つをとりましたも倍以上の価格になる。これは一定期間維持されるわけでありまして、これはその他のまた税法にも関係が出てくるのでございまして、いろいろな問題がくると思ひますのでございまして、けれども、一体概括的に考えてみますと、沖縄が復帰した後に於ける全体的な沖縄の物価関係、それはどのようになるだろうか。上がるか予想されるかと思ひます。ドルの切りかえでございしても、おそらく端数は切り上げといふようなことがあつて、わずかな金額でありまして、そういうことも物価上昇の原因の一つになるのじゃないか、こう思ふわけでありまして、復帰後の物価の見通しといふものをどのように見ておられるか。また物価問題といふのは、流通機構、生産機構、いろいろな問題に関連ありますけれども、この物価の維持といふことに對しまして何らかの配慮といふものが考えられておられるかどうか。また、

それに対します見通し、対策といったようなこととに對します御意見がありましたら、はつきりお聞かせを願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 米の問題はすでに片づいて一応の御安心を願つておるわけでありまして、その他の物価問題については、先ほど私が申し上げました企業の保護、いわゆる沖縄の困難な環境の中において今日まで自力で築き上げられた既存企業といふものが、保護関税的な性格を持つ物品税といふものを取つた場合には、おおよそ軒並みにつぶれるであらう、それもほつておくわけにはいかなひ。ところが一方、本土並みの税率になつたならば、それはまた沖縄においては安くなるだらうと思ふものもあるわけでございます。生鮮魚介類あるいはほかおふし、みそ、しょうゆ、その他いろいろ日常のものがございますが、そこら辺がいま一番私も悩み、琉球政府も悩み、本土各省もきめ手を発見するの非常に苦勞をしておるといふ一番の問題点でございます。要するに相いれないもの、すなわち沖縄の既存企業を守らうとすれば、その企業の製品にかかるものは依然として税金のかかつたものを買わされる、いわゆる本土から行けば税金がかかりまして、沖縄においては、かりに沖縄は税によつて保護された金額ですから、本土から行つたのと税金がかかるのと同じ品物を買ふといふことになりまして、そういう点について消費者物価の立場から考えると、これはあまりのべつこのような措置をとることは非常にむづかしい問題がある。かといつて、復帰しても輸入にかかるとのについては、先ほど國場委員にも御答弁いたしましたとおり、なるべく横流れその他の防止等の措置を確認しながら、国内措置以外の輸入については、沖縄の生活を苦しめないよう努力をしたいと思つておりますが、ただいまのお尋ねの生活のための諸物価に関する問題については、一つ一つ問題がありますので、これらを今後さらに煮詰めていつて、一致点の見出せようという問題であります、何らか一致点を見出すような策を講じたいと思つております。復帰前一年

ないし三年間の本土から沖縄に行っており、また競合品目の数量もしくは比率等を、一定期間、五年なら五年、それ以上にあやさせないという法的な措置もなかなかむずかしいかもしれませんが、かりに法的な措置を独断法の適用除外ということとされたら、そうすると、それらの関連業種にかかる製品を使い、食べる沖縄の県民は、本土から安い品物が入ってくるはずなのに、その数量は一向にふえない、そしてその数量が五年間固定されることによって、沖縄の産業というものが生産する割高な品物を使わされるということにまたなるおそれもありまして、そこらところはいま苦慮いたしておりますので、明快な答弁をいたしかねますが、これからは何回も議論を意見交換する場もあると思っておりますので、お互いがいい知恵を出し合ってまいりたいものであると考えておるところでございます。

○安里委員 物価問題は、もちろん本土においてもむずかしい問題であり、非常に大きな問題として論じられるのでありまして、なかなかむずかしい問題だと思ひます。いわずや今度沖縄だけの範囲内においては物価問題というのは、これはとても解決できる問題じゃないと思ひます。ことに復帰後におきましては、本土とつながってくるわけでございますので、この問題は一般県民の日常生活に非常に影響しますのみならず、また相矛盾するものもいろいろ制度にできくるわけなんです。これをいかに調和するかというところは、英知をしぼっていただきまして、復帰してよかった、復帰して物価も上がったと怨嗟の声があがらぬようにひとつ御配慮願いたいと思ひます。

時間がございませんので、この間も私、例の電力問題でちょっとお聞きしたのでありますけれども、まだ方針としてきまらぬ、第三次要綱に移されたということでございますが、実はその後における現地におきます新聞を見ますと、もういかに五社が一元化してやるのだ、そしてやるために具体的にこういふ要求をしているのだ、たとえば公社の職員は全部整理してや

るのだとか、何はどするのだという具体的なものがあつて、しかもこれはいかに本土政府とそういう方向がきまつて、そのほうで具体化が進められておるような感じを受ける報道が現地新聞にもありますけれども、これは対策庁と通産省との関係もあると思うのでございまして、通産省との関係においてあるいは内諾を与えたのか、あるいはそのほうでいくというのを定めたのかどうか、対策庁を抜きにして、そのことが通産省関係で定められておるのかどうか、もう一回その点を、これは沖縄の将来の電力事業の大きな問題だと思ひますし、しかも第三次要綱に移されたほどのまだだいぶ議論のある問題でございまして、通産省との関係もあわせまして、その点をいまだのようによろしく考へておられるか、あらためてお聞きしたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは通産省、大蔵省も、資産評価の問題で関係がありますが、これはある点までは明確であります。すなわち、どのような引き継ぎをしようとも、沖縄県に対しては無償でそのまま差し上げますということでございます。沖縄県に対しては無償で引き継ぐということですね。ところが、いまは配電部門だけで本島に五社あつて、それが七月一日に一社に合併するばかりじゃなくて、沖縄電力といふものを起して、そして現在の民政府の預かつておる電力供給公社そのものを引き継ぎたい、ついでには、琉球政府に無償で渡して自分たちに有償で払い下げてほしいという要望等もありますし、その他の原料、燃料の非課税等、いろいろな条件もあるようでございまして、問題は、離島電力についてそれは別だという考え方、あるいは今後起こるであろう、また起こさなければならぬ沖縄の将来のための新規の電源開発等については関知せずというふうな考え方も、やはり問題があります。そこでいろいろな案が錯綜しておることは事実であります。さらに繰返して明確に申しますと、沖縄県に無償でお渡しすることだけがきまつておる。だから県営でおやりになれば、発電、送電ともに非課税の運

営として、公共団体でありますから運営ができるということでありまして。

○安里委員 終わります。

○池田委員長 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 山中総務長官にお尋ねします。

最初に、日本学術会議法を改正して、沖縄における学術会議員に被選挙権と選挙権を与えるようにとの陳情が学術会議と沖縄の学術会議の両方からあつて、総務長官は学術会議の代表に、本国会に間に合うようにぜひ制定するとお約束をされたのでありますが、いまだにここに出ておりません。聞くところによりますと、学術会議の会員のうちでいわずや政府あるいは与党にとって好ましくないような批判的行動に出ておるとか、特定政党を支持するとか政治活動をやつておるとかいふ問題で、だいたい与党の間でそういう空気があつて、真摯追求の自由あるいは政党支持の自由という憲法に反するものでありますから、まさかこのようなことはないと思ひますが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 瀬長委員の御質問をもうしばらく伏せておいていただきたいと思ひますが、いまそこに私の党の国会対策委員長も参つておられまして、非常に好意的に処理するために本日も走り回つてくれておるわけでございます。そういう意味で私は国会の答弁で、学術会議に、沖縄も、三年に一本であるから、今度参加しそこなうと、復帰後も相当期間参加できない、権利行使ができないうような状態が起るのには好ましくない、したがって今国会に法案を提出したいと国会で言明をいたしておりますし、法律の準備もできております。それを提出するためにいま努力をいたしておりますので、しばらくその努力を見守つていただきたい。お願い申し上げます。

○瀬長委員 私が聞きしましたのは、そういうふうなのが壁になつて、せっかくの山中総務長官の好意もまだ実らないのかなといったことを感じたから、それをお聞きしたわけでありまして。し

たがつて、今国会にぜひ間に合わせるように努力してほしいし、さらにここでもあらためてお約束していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 いまようやく明るくなりつつあるところですから、詰めないでおいてほしいと思ひます。話を詰めてとことん議論しないでほしいと思ひます。

○瀬長委員 その点はわかりました。非常に厚い壁が出ておるなという事情はわかりましたので、せっかくの山中さんの要請もありますから、これとめておきます。

次に、基地の買い取りの問題であります。総務長官はこの前本委員会でも、大蔵省が有償引き継ぎにする対象の問題、さらにこれは防衛施設あたりの問題になると思ひますが、そのほか、この基地そのものは安保条約と地位協定がそのまゝ適用される場合には本土並みという場合、本土は施設、区域は全部アメリカに提供して、こうなりますと、沖縄の違ひは、これまで統治権を持つていたアメリカがばく大な資本を投じて基地をつくつた、それから、もうひとつ面から言へば、基地そのものもある一定の値段で引き継ぎで、あるいは買い取つてやるということが基本的な自然の姿勢ではないかといったような表現をなされたと思ひますが、そういうふうなことが実際に実行されますかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○山中国務大臣 基地そのものを有償で引き継ぐなどということは絶対ないという方針のもとに大蔵省が当たつておることを承知いたしております。

○瀬長委員 それでは、たとえば嘉手納基地あるいは辺野古の基地、そういうふうな重要なアメリカの基地がある。これはアメリカが金をかけてつくつたものである。これをそのままにしておいて、アメリカにこういつた基地の買い取りはしないでやつていくと、区域と施設を提供するといふ

お考えだと承っておりますが、それでよろしゅうございますか。

○山中国務大臣 私は大蔵省の資産引き継ぎ交渉に臨む基本的な姿勢について述べたわけでありまして、具体的にどの場所をどうするという問題は、ちよつとこれは外務省、防衛庁の問題で、これがまた民間に有用に有益に使われるものであるという場合においては、大蔵省が交渉するでありましようが、しかし軍事基地は対象にしないというところは明確にしておるようであります。

○瀬長委員 いま明確になっておるのは、大蔵省で折衝しておる四つの対象、さらに施設庁あたりでやっている飛行場、その他大蔵省がやっているのは基地外の軍用道路であります。あと残る問題は、基地そのものになってきておるわけです。基地そのものを本土並みだということでは区域と施設を無償で提供する場合には、アメリカ力がつぎ込んだこれまでの基地構築費二十億ドルとも言っておる、あるいは三十億ドルとも言っておる、そういうものについて支払わされるようなことになるのであれば、まさに屈辱的な条約であるわけではなくて、施政権の買い取りということになるわけでありまして、そういう意味でお伺いしたのではありませんが、これについては総務長官としてお答えできるかどうか。残されているのは基地だけしかないのです。

○山中国務大臣 そのようなことはないと思ひますが、私、交渉の当事者でございせんので、正確な答弁をいたしかねます。

○瀬長委員 次に自治省についてお伺いしたいのですが、もし軍用地地主が再契約を拒否した場合に、拒否した地主に対してどのような法的措置を講ずるかという問題の提起のしかたは、すでに仮定ではないと考えます。すでに出ております。もしではないと、軍用地の開放を求めているのが知りおるだけでも十五カ村にわたっておりまして、その場合、基地をぜひ提供しないといかぬといふことで小笠原返還方式、これをとられると思ひますが、いわゆる特例法が出る。この特例法が

出る場合には、沖縄の市町村自治体、こういうたような自治体にのみ適用される特例法。奄美の場合でも、小笠原の場合でも沖縄県とは違っております。そういう特例法が出る場合には、憲法九十五条に基づく住民投票というのを考えられますが、自治省の見解を承りたいと思ひます。

○遠藤説明員 実は憲法にいますところの一つの地方団体に對して適用されるその特別法として一般投票が要するかどうかという御質問のようでございますが、その点につきましては、お答え申し上げますが、御了承いただきたいと思ひます。実は新しく復帰に伴います特別措置に関する法律につきましても、一般投票が要するかどうかという問題は、基本的には（山中国務大臣）そんなこと関係ないよ（と呼ぶ）御質問の内容につきましては、その地方団体に適用される特別措置法の内容という問題ではないように考えられますけれども、自治省所管の問題以外の、何か特別の何かの省の所管の問題のように考えられますけれども、その点でいかがでございますか。

○瀬長委員 私の申し上げているのは、いま憲法九十五条にうたわれておる「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、」云々とあります。この場合、土地を収用する特別法が、沖縄だけに適用される特別法ができたならば、この九十五条の住民投票の条項に必ず規制される。そこで、この住民投票の結果でなければ、このような特別法の立法そのものが、たとえつくった場合でも無効になります。そういう点を聞いておるわけなんです。

○山中国務大臣 これは防衛施設庁が答えるべきであります。私どもの承知している範囲では、どういふことになるのか全くわかりませんから、いまの問題を一つの仮定の問題として議論いたします。

その場合においては、本土においても同じ特別法で措置をしておりますから、沖縄だけにやるといふものではないと思ひますが、これはやはり防衛施設庁の責任ある答弁がないと、私としては明確な答弁はできません。

○瀬長委員 この点について自治省が詳しいというので自治省の係をお呼びしたのだが、自治省はわからぬということになると、だれもわからぬといふことになるわけだが、ただ、私がもし沖縄だけに適用するという特別法ができる場合、これを住民投票に付さないでもよいということになると、どうなるか。問題は、本土の沖縄化になっていくのです。この法律は全国的に適用されるという概念がそこら出てくるから、非常に重要視しておるわけですね。もうすでに拒否する地主は出ておるから、必ず特別立法が出される。また政府もそういう場合には特別な法的措置を講じなければならぬ。いまだどういふことは、もうはつきり言っておりません、何々とは言っておりませんが、その点を聞いておるわけなんです。

○遠藤説明員 憲法にいう一つの地方団体に對して適用される特別措置法は、地方団体を対象として適用されるものでございまして、御質問の問題は、私もわかりませんけれども、地方団体を対象とするものではなくて、何か一定の地域か、何かその辺を対象とするところの問題として御質問があるような感じがいたしますので、私もとして御質問の中身がわからないので、確定的にお答えできませんけれども、どうも一つの地方団体に適用される特別法の問題の対象ではないような感じがいたします。

○瀬長委員 時間がありませんから、この問題は引き続き自治省の責任ある役人から聞くことにいたします。これはきょうは保留します。

次に、総務長官にもう一点お尋ねします。沖縄のたばこ産業の問題ですが、これは第二次復帰要綱に書かれておりませんが、聞くところによりますと、現在の琉煙、沖煙、オリエンタル、この三つのたばこ製造会社は復帰の時点になる、これは大蔵省の専売公社の關係の役人から説明をお願いしたいのですが、第一にこのたばこ産業、三つの会社が仕事ができなくなるという場合には、及ぼす影響は非常に大きいのです。その

意味で特に総務長官の御意見を承りたいと思ひのは、いま従業員にいたしましたも、琉球煙草、オリエンタル、沖縄煙草合わせて約七百名くらいおりますし、さらに葉たばこ製造、この植えつけ、作付面積は七〇年現在で百九十ヘクタールになって、生産農家が百五十戸に及んでおります。さらに、たばこ三社の卸店が百三十軒で、小売店は無届けの小売店を加えて二万五千軒に及んでおります。したがって、このたばこ産業三社が復帰の時点で専売公社法その他に基づいて全部仕事ができなくなる場合には一体どうなるか。したがって会社としては、資産を買い上げてほしいというので金額まで出されておると思ひます。さらに従業員としては、仕事と身分をいままでのとおり保障してほしいという要請も出ておると思ひますが、これに対する山中総務長官の方針をお聞かせ願いたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは、第一次の要綱に葉たばこ耕作者については明確に「四十七年産以降の葉たばこについては、品質の向上と産地の集約化を推進し、耕作の継続ができるよう努める。」こうなっておりますから、耕作をされた葉たばこは専売公社が引き続き買います。ちよつと無用なことばがついておりますが、これは沖縄に適用する葉たばこの品種があるようだという専売公社の専門家の検討がございました。すなわち低ニコチンの葉たばこで非常にいま需要の高いものが沖縄に適しているのではないかと、こういうような検討の結果が出たためにこういうことをいっているわけでありまして、葉たばこ耕作者の生産は希望どおり継続できるわけです。

そこで今度は「たばこ専売法が適用されることによる製造会社および従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずる。」こうなっております。三つの会社の問題、これについては原則として専売法の適用を受けるわけでありまして、民営としての私企業の存続は不可能になるということについて、ただいま三つの会社それぞれが補償その他についての要求をしておって、折衝中でありま

ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十五分散会

す。ただ、従業員七百名、直接の勤労者は六百五十名であります。そういう問題が一方においてございますので、大蔵省としても、これについては大臣以下相當な配慮をいたしております。したがって、これらの方々になるべく現在の仕事を継続して職場を失わないでいくことができるようにいま検討いたしておりますので、これらの検討が適切になされるように努力したいと考えます。

さらに卸売業者についても、本土には卸売りの制度はございませんが、有人島嶼だけで四十幾つもある沖縄の各地に専売公社が直接自分たちでおろして回ることを考えた場合には、むしろ現在の卸売りを活用することのほうがかえって両者いいという結論から、一次要綱で「卸売業者についても、指定小売人とする等、適切な配慮を行なう。」ということ、いままでどおりの営業を行なうていってもらいたい。小売業者についても、本土のほうの小売り店開設のいろいろな前提条件、許可条件がございますが、沖縄については、現在の小売り店の形態をそのまま承認して本土の認められた小売り人とするということ、その意味においては明確になされておるものと考え、る次第でございます。

○瀬長委員 時間が切れましたのでやめますが、最後に大蔵省のそれに対する方針を述べてほしいと思います。

○前田説明員 ただいま山中大臣の御答弁のとおりでございます。大蔵省といたしましても、特に製造工場の従業員の方々の身の振り方などにつきまして、いかにすれば最もいいかという点、対策庁あるいは専売公社も交えまして、いろいろ鋭意検討しておる最中でございます。ただいまの山中大臣の御答弁のとおりでございます。

○瀬長委員 最後に、私、質問を保留しましたあの九十五条については、次の委員会でもたやすることにして、きょうはこれで終わります。

○池田委員長 次回は、公報をもってお知らせす

昭和四十六年四月五日印刷

昭和四十六年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A